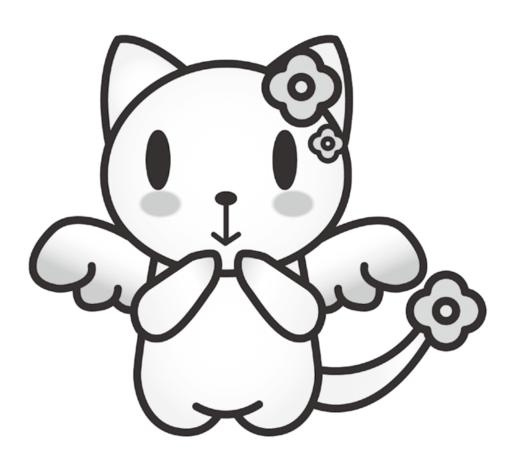
# せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈平成30年度〉



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの人権擁護機関



〈名称〉:世田谷区子どもの人権擁護機関

〈通称〉: せたがやホッと子どもサポート (略称: せたホッと)

子どもサポート委員 月田みづえ

「せたホッと」は、今年で開設7年目をむかえますが、年々相談件数が増加し、新規相談件数の6割以上が、子ども自身からという特徴が定着してきました。子どもの権利条約が国連で採択されてから今年で30年、日本が批准してから25年を迎えます。批准の後、日本では、婚外子の相続差別の解消や改正児童福祉法の総則で、条約の精神にのっとることがうたわれるなどの変化がありました。

国連のリヤド・ガイドラインは、「子どもが大人と完全で対等なパートナーという認識に立ち、市民としての役割や責任を果たせる条件の保障を重視しなければならない」としていますが、このような子どもとおとなの関係は歴史的にまだ日が浅いです。

「子ども時代は、準備の時期ではなく、(中略) すでに人間である」(コルチャック)、「子どもたちは、『政治的力、選挙権、財産が無いために我々の社会で、最も傷つきやすい状態におかれたままである』が、ようやく『所有物から人間へ』とみなされるようになった」(ラス)、「20世紀の終わりの20年間、子どもの権利の概念と子どもたちに関する世界観が劇的に変化し」、「国際的な焦点が、子どもたちへの諸々のサービスの種類への関心から、子どもたちが市民社会に積極的に参加できる枠組みをどう発展させるかに移っていった」(アレモ)と述べています。

「せたホッと」の相談を通して感じることは、子どもがおとなと対等のパートナーとなるためには、かかわる際に、より一層、おとなが子どもの気持ちに注意を向けることが必要です。果たして、おとなが子どもに、一方的に理想や意向を押し付けてはいないかなど、立ち止まって思い直す必要があると思います。

童謡詩人・金子みすゞは、次のように子どもの世界や思考を考慮しないおとなのありがちな姿を感じ とっています。

#### 蓄音器

大人はきっとおもっているよ、 子供はものをかんがえないと。

だから、私が私の舟で、 やっとみつけたちいさな島の、 お城の門をくぐったとこで、 大人はいきなり蓄音器をかける。

『金子みすゞ名詩集』彩図社より

私はそれを、きかないように、 話のあとをつづけるけれど、 唄はこっそりはいって来ては、 島もお城もぬすんでしまう。

現代になっても、虐待などのように、子どもの人間としての尊厳や命までを奪う行為を根絶できない でいるおとなの責任は重いです。

そのような状況にあって各国では、子ども自身が課題解決に向けて声をあげるための支援が広がっています。

その一翼を担うために、「せたホッと」は今後とも活動に力を注いでいきたいと考えます。

(引用文献) 日本弁護士連合会編・著『子どもの権利条約と家族・福祉・教育・少年法―子どもたちの笑顔がみえますか 法的検討と提言』こうち書房、1993年、P.530

塚本智宏『コルチャック子どもの権利の尊重 子どもはすでに人間である』こども未来社、 2004年、P.3

Walker, N. E. Brooks, C.M. and Wrightsman, L.S., Children's Rights in the United States — in Search of a National Policy, SAGE publications, 1999, P.16

Alaimo.K., Klug, B., CHILDREN AS EQUALS: exploring the right of the child, University Press of America, 2002, P.49

# もくじ

## はじめに 子どもサポート委員 月田 みづえ

Ι	世田:	谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度	
	1	子どもの人権擁護委員の設置目的、職務	
	2	委員への協力	
	3	対象	
	4	体制	
	5	相談方法等 ·····	
	6	相談の流れ(仕組み)	
	7	擁護委員会議	
	8	これまでの経過	4
П	平成:	30年度の活動状況	
	1	相談活動の状況	
	2	権利の侵害を取り除くための申立て等	
	3	相談方法と内容の分析	15
Ш	相談	対応・調整活動状況	
	1	事例紹介	
	2	関係機関との連携	24
IV	広報	• 啓発活動	
	1	広報・啓発	
	2	広報・啓発物品の一覧	
	3	研修会への講師派遣	
	4	視察受入れ	
	5	他自治体との交流	
	6	関係機関との意見交換	
	7	活動報告会	33
V		セージ、相談者からの声	
		子どもサポート委員 平尾 潔	
		相談・調査専門員 小出 真由美、竹内 麻子	
	3	相談者からの声	40
おネ	っりに	子どもサポート委員 半田 勝久	41
参	資料		
	世	田谷区子ども条例	44
		田谷区子ども条例施行規則	
	相	談状況の集計推移	50
		ンケート結果	
	ホ	ッとにきゅうさいFAX	59

# 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

- 1 子どもの人権擁護委員の設置目的、職務
- 2 委員への協力
- 3 対象
- 4 体制
- 5 相談方法等
- 6 相談の流れ(仕組み)
- 7 擁護委員会議
- 8 これまでの経過

# I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

### 1 子どもの人権擁護委員(以下、子どもサポート委員)の設置目的、職務

#### (1)設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため。

#### (2)位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関(\*)

\*子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

#### (3)職務内容

- ①子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- ②子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- ③子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- ④子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの 内容を公表すること。
- ⑥子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7)活動の報告をし、その内容を公表すること。
- ⑧子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

#### 2 委員への協力

- ・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

#### 3 対象

18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案。(子どもに準ずる場合として18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象)

#### 4 体制(平成31年3月現在)

(1)子どもサポート委員 3名

氏 名	所 属 等				
月田 みづえ (つきだ みづえ)	昭和女子大学非常勤講師				
※平成31年4月1日付で再任	(子ども家庭福祉、社会福祉)				
半田 勝久 (はんだ かつひさ)	日本体育大学体育学部准教授				
※平成31年4月1日付で再任	(教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学)				
平尾 潔 (ひらお きよし)	弁護士 (第二東京弁護士会)				

各委員の独任制を原則とする。要請、意見表明等の際は、より慎重を期すために、委員間の協議により対応する。

#### (2)相談・調査専門員 5名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。

社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、幼稚園教諭、保育士、中学校教諭、高等学校教諭の 有資格者など。

#### (3)事務局

子どもサポート委員の補佐、区組織との連携・調整等を行う。

子ども・若者部子ども家庭課の職員

### 5 相談方法等

(1)相談方法

(電話: 0120-810-293 [フリーダイヤル]

○メール: 世田谷区 せたがやホッと子どもサポート で検索し、

メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信

○面 接:予約なしの相談も可

 $\bigcirc$  FAX: 03-3439-6777 (ホッとにきゅうさいFAX 59ページに送信フォーム掲載)

○その他:手紙、はがきによる相談も可

(2)相談時間 月曜日~金曜日:午後1時~午後8時

土曜日:午前10時~午後6時(日曜日、祝・休日、年末年始はお休み)

#### (3)窓口所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階 (小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)

#### 6 相談の流れ(仕組み)



子どもにはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、 この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことも 「せたホッと」に話してみませんか。(自分のことでなくても大丈夫です)



#### 7 擁護委員会議

世田谷区子ども条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とし、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定しています。

案件への対応は各委員の独任制を基本としていますが、会議ではそれぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討します。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めています。平成30年度は計24回開催しました。

個別ケース対応に関する検討は、会議開催日以外にも随時行っています。

#### 平成30年度擁護委員会議の開催回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

#### 8 これまでの経過

8 これまでの経	
平成14年 4月 (2002年)	子ども条例施行
平成17年 3月	   子ども計画策定、教育ビジョン策定
(2005年)	丁乙も計画泉ル、教育モンヨン泉ル
平成23年12月	   区立校の小学5年生及び中学2年生約2,600人を対象に「子どもの生活と人権意
(2011年)	識」に関する調査を実施
平成24年 5月	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的
(2012年)	検討に着手
10月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
12月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成25年 2月	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向
(2013年)	けて」開催(成城ホール)
4月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)設置
7月	区立子ども・子育て総合センター (宮坂3-15-15) にて相談業務を開始
平成26年 6月	「平成25年度活動報告書」を発行
(2014年)	
7月	平成25年度の活動報告会を開催 (成城ホール)
平成27年 3月	区立学校の通常学級での特別支援教育に関する意見を表明
(2015年)	
6月	「平成26年度活動報告書」を発行
7月	平成26年度の活動報告会を開催 (北沢タウンホール)
平成28年 6月	「平成27年度活動報告書」を発行
(2016年)	
7月	平成27年度の活動報告会を開催 (北沢タウンホール)
平成29年 6月	「平成28年度活動報告書」を発行
(2017年)	
7月	平成28年度の活動報告会を開催 (子ども・子育て総合センター)
平成30年 6月	「平成29年度活動報告書」を発行
(2018年)	
7月	平成29年度の活動報告会を開催 (子ども・子育て総合センター)

# Π

# 平成 30 年度の活動状況

- 1 相談活動の状況
- 2 権利の侵害を取り除くための申立て等
- 3 相談方法と内容の分析

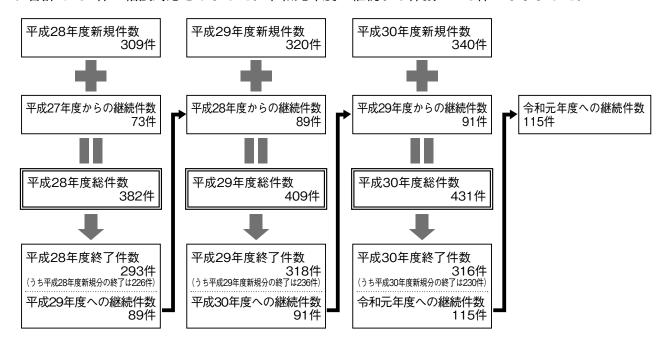
# Ⅱ 平成30年度の活動状況

#### 1 相談活動の状況

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの相談活動の状況は、平成29年度からの相談継続件数を含め、以下のとおりです。

#### (1) 相談の状況

平成30年度の新規件数は340件でした。平成29年度からの継続件数は91件だったため、平成30年度は、合計で431件の相談対応をしました。令和元年度へ継続する件数は115件になりました。



#### (2) 平成30年度の新規件数

平成30年度の新規件数、340件の月別・相談者別の内訳は以下のとおりです。

			件数			
	子ど	も	おと	: な	月另	引計
4月	10	(2.9%)	9	(2.6%)	19	(5.6%)
5月	36	(10.6%)	7	(2.1%)	43	(12.6%)
6月	28	(8.2%)	12	(3.5%)	40	(11.8%)
7月	14	(4.1%)	15	(4.4%)	29	(8.5%)
8月	6	(1.8%)	4	(1.2%)	10	(2.9%)
9月	28	(8.2%)	7	(2.1%)	35	(10.3%)
10月	17	(5.0%)	15	(4.4%)	32	(9.4%)
11月	16	(4.7%)	16	(4.7%)	32	(9.4%)
12月	11	(3.2%)	8	(2.4%)	19	(5.6%)
1月	16	(4.7%)	16	(4.7%)	32	(9.4%)
2月	14	(4.1%)	14	(4.1%)	28	(8.2%)
3月	10	(2.9%)	11	(3.2%)	21	(6.2%)
合計	206	(60.6%)	134	(39.4%)	340	(100.0%)

#### (3) 平成30年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数340件に平成29年度からの継続件数91件を加えた431件について、延べ相談回数1,457回(初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどによる相談回数)、相談者への活動回数836回(「せたホッと」から相談者に対して連絡を行った回数)、関係機関との活動回数602回(学校や区の他部署等とのやり取りを行った回数)、そのすべてを合わせた総活動回数は2,895回となりました。活動回数の中には終了後の見守り対応も含んでいます。

なお、平成29年度の総活動回数は2.411回でした。

30		延べ相談回数		相記	炎者への活動回	]数	関係機関との	総活動回数	
年度	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計	活動回数	祁泊勤凹数	
4月	44	46	90	14	32	46	41	177	
	(1.5%)	(1.6%)	(3.1%)	(0.5%)	(1.1%)	(1.6%)	(1.4%)	(6.1%)	
5月	83	21	104	45	14	59	11	174	
	(2.9%)	(0.7%)	(3.6%)	(1.6%)	(0.5%)	(2.0%)	(0.4%)	(6.0%)	
6月	62	52	114	22	19	41	18	173	
	(2.1%)	(1.8%)	(3.9%)	(0.8%)	(0.7%)	(1.4%)	(0.6%)	(6.0%)	
7月	67	82	149	30	42	72	54	275	
	(2.3%)	(2.8%)	(5.1%)	(1.0%)	(1.5%)	(2.5%)	(1.9%)	(9.5%)	
8月	52	51	103	17	36	53	60	216	
	(1.8%)	(1.8%)	(3.6%)	(0.6%)	(1.2%)	(1.8%)	(2.1%)	(7.5%)	
9月	82	52	134	48	39	87	65	286	
	(2.8%)	(1.8%)	(4.6%)	(1.7%)	(1.3%)	(3.0%)	(2.2%)	(9.9%)	
10月	88	74	162	50	35	85	55	302	
	(3.0%)	(2.6%)	(5.6%)	(1.7%)	(1.2%)	(2.9%)	(1.9%)	(10.4%)	
11月	50	91	141	38	59	97	77	315	
	(1.7%)	(3.1%)	(4.9%)	(1.3%)	(2.0%)	(3.4%)	(2.7%)	(10.9%)	
12月	48	55	103	27	45	72	66	241	
	(1.7%)	(1.9%)	(3.6%)	(0.9%)	(1.6%)	(2.5%)	(2.3%)	(8.3%)	
1月	65	58	123	40	42	82	70	275	
	(2.2%)	(2.0%)	(4.2%)	(1.4%)	(1.5%)	(2.8%)	(2.4%)	(9.5%)	
2月	44	65	109	28	53	81	36	226	
	(1.5%)	(2.2%)	(3.8%)	(1.0%)	(1.8%)	(2.8%)	(1.2%)	(7.8%)	
3月	48	77	125	15	46	61	49	235	
	(1.7%)	(2.7%)	(4.3%)	(0.5%)	(1.6%)	(2.1%)	(1.7%)	(8.1%)	
合計	733	724	1,457	374	462	836	602	2,895	
	(25.3%)	(25.0%)	(50.3%)	(12.9%)	(16.0%)	(28.9%)	(20.8%)	(100.0%)	

※前年度からの継続件数91件を加えた431件に対する回数

			延べ相談回数		相詞	淡者への活動回	回数	関係機関との	総活動回数	
		子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計	活動回数		
3	0	733	724	1,457	374	462	836	602	2,895	
年	度	(25.3%)	(25.0%)	(50.3%)	(12.9%)	(16.0%)	(28.9%)	(20.8%)	(100.0%)	
2	9	591	669	1,260	228	419	647	504	2,411	
年	度	(24.5%)	(27.7%)	(52.3%)	(9.5%)	(17.4%)	(26.8%)	(20.9%)	(100.0%)	

#### (4) 相談状況の詳細と前年度との比較

#### ① 相談内容

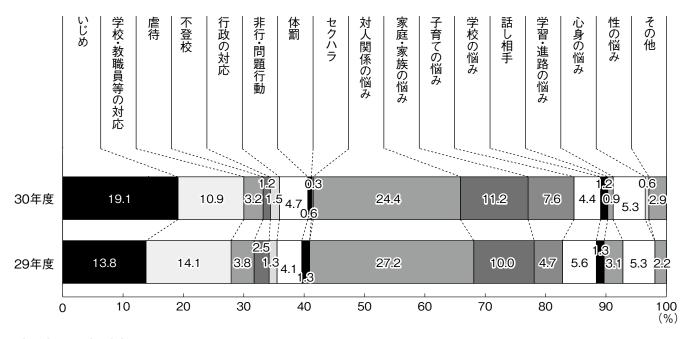
平成30年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係の悩み」(83件、24.4%)でした。次いで、「いじめ」(65件、19.1%)、「家庭・家族の悩み」(38件、11.2%)、「学校・教職員等の対応」(37件、10.9%)、「子育ての悩み」(26件、7.6%)となりました。

平成29年度と比較すると、「いじめ」や「子育ての悩み」に関する相談が増え、「学校・教職員等の対応」や「学習・進路の悩み」(3件、0.9%)が減少しました。

#### 表① 相談内容

いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
65 (19.1%)	37 (10.9%)	11 (3.2%)	4 (1.2%)	5 (1.5%)	16 (4.7%)	2 (0.6%)	_	1 (0.3%)	_
対人関係 の悩み	家庭・家族の 悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
83 (24.4%)	38 (11.2%)	26 (7.6%)	15 (4.4%)	4 (1.2%)	3 (0.9%)	18 (5.3%)	2 (0.6%)	10 (2.9%)	340 (100.0%)

#### 図① 相談内容の比較グラフ



#### ② 初回の相談者

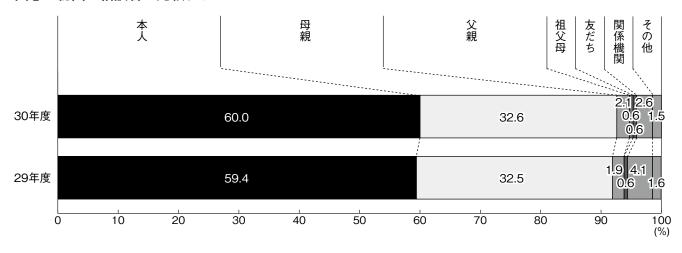
例年同様子どもからの相談が増加しており、子ども「本人」からの相談が204件 (60.0%)、「友だち」からの相談が2件 (0.6%) でした。おとなからの相談は、「母親」 (111件、32.6%)、「父親」 (7件、2.1%)、「祖父母」 (2件、0.6%)、「関係機関」 (9件、2.6%) となりました。

「関係機関」の内訳は、「学校」、「保育所」など、「その他」の内訳は、「友だちの保護者」や「里親」、「近隣住民」などでした。

表② 初回の相談者

本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
204 (60.0%)	111 (32.6%)	7 (2.1%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	_	9 (2.6%)	5 (1.5%)	340 (100.0%)

#### 図② 初回の相談者の比較グラフ



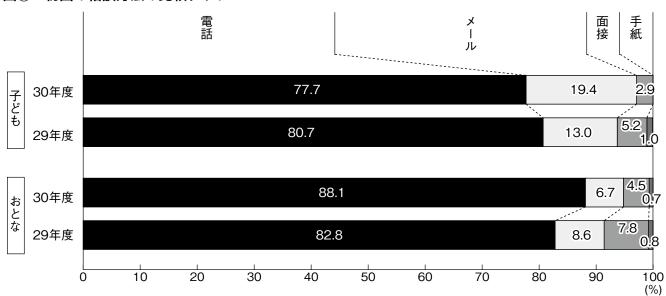
#### ③ 初回の相談方法

初回の相談方法は、平成29年度と変わらず「電話」が全体の8割以上 (278件、81.8%) であり、次いで、「メール」 (49件、14.4%)、「面接」 (12件、3.5%)、「手紙」 (1件、0.3%) となりました。今年度は、子どもからの「メール」による初回相談が増加し、子どもからの相談の約20% (40件、19.4%) を占めています。

#### 表③ 初回の相談方法

	電話	メール	面接	手紙	合計
子ども	160 (77.7%)	40 (19.4%)	6(2.9%)	_	206 (100.0%)
おとな	118 (88.1%)	9 (6.7%)	6(4.5%)	1 (0.7%)	134(100.0%)
合計	278 (81.8%)	49(14.4%)	12(3.5%)	1 (0.3%)	340(100.0%)

#### 図③ 初回の相談方法の比較グラフ



#### 4 相談対象となる子どもの所属

相談対象となる子どもの所属では、「小学校」に在学している子どもに関する相談が全体の約6割 (199件、58.5%) で最も多く、次に「中学校」(88件、25.9%)、「高校等」(38件、11.2%) となりました。

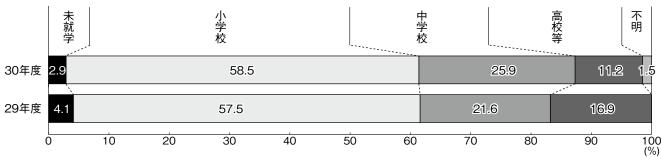
また、平成29年度に比べ、「未就学」と「高校等」に関する相談が減少し、「小学校」、「中学校」に関する相談が増加しました。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含む。

表④ 子どもの所属

未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
10(2.9%)	199 (58.5%)	88 (25.9%)	38(11.2%)	5(1.5%)	340 (100.0%)

#### 図④ 子どもの所属の比較グラフ



#### ⑤ 相談対象となる子どもの学年

相談対象となる子どもの学年で最も多かったのは、「小学校6年」(46件、13.5%)でした。次いで、「小学校5年」(39件、11.5%)、「小学校4年」(37件、10.9%)となりました。

平成29年度との比較では、「中学校3年」(29件、8.5%)からの相談が最も増加しており、次に「小学校2年」(34件、10.0%)「小学校6年」、「小学校4年」の相談が増加しています。一方で、「高校1年」(13件、3.8%)、「小学校1年」(11件、3.2%)の相談が減少しています。

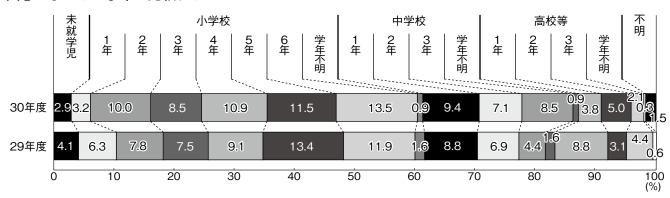
「学年不明」および「不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、 学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含む。

表⑤ 子どもの学年

未就学				小学校						
<b>本</b> 机子	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明			
10 (2.9%)	11 (3.2%)	34 (10.0%)	29 (8.5%)	37 (10.9%)	39 (11.5%)	46 (13.5%)	3 (0.9%)			
	中	学校			高村	交等		- 不明 合計		
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明	71,673		
• •	2+	U- <del>+</del>	7-4-11-71	1+	2+	34	于十八岁			

#### 図⑤ 子どもの学年の比較グラフ



#### ⑥ 相談者との相談方法

相談者とのやり取りは、子どもが1,107回、おとなが1,186回、合計2,293回でした。平成29年度は子どもが819回、おとなが1,088回であり、総じて増加しました。

そのうち、相談者からの相談方法で最も多いのは、子どもは「電話」(356回、32.2%)、次いで「メール」 (261回、23.6%)でした。おとなは「電話」(493回41.6%)が最も多く、次いで「所内面接」(118回、9.9%) となりました。

「せたホッと」から相談者への連絡方法では、子どもに対しては「メール」(267回、24.1%)、おとなに対しては「電話」(319回、26.9%)が、最も多かったです。

平成29年度に比べ、子どもとのやり取りでは、「手紙」と「FAX」以外のすべてのやり取りが増加しました。特に、「訪問面接」や「メール」でのやり取りの割合が増加しました。一方、おとなとのやり取りでは、「電話」や「面接」でのやり取りが増加し、「メール」でのやり取りが減少しました。

#### 表⑥ 相談者との相談方法

	電	話	メ -	ール	面	 接	手	紙	F	AX		
30年度	相談者から	せたホッと から	相談者から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから	計	合計
子ども	356 (32.2%)	44 (4.0%)	261 (23.6%)	267 (24.1%)	114 (10.3%)	62 (5.6%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)		_	1,107	
合計	4	00	5	28	17	76	;	3	-	_	(100.0%)	2,293
おとな	493 (41.6%)	319 (26.9%)	110 (9.3%)	100 (8.4%)	118 (9.9%)	40 (3.4%)	3 (0.3%)	_	1	3 (0.3%)	1,186	
合計	8	12	2	10	15	58	,	3	;	3	(100.0%)	

	電	話	٧ -	ール	面	接	手	-紙	F	AX		
29年度	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから	所内 面接	訪問面接	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから	計	合計
子ども	316 (38.6%)	35 (4.3%)	161 (19.7%)	162 (19.8%)	109 (13.3%)	24 (2.9%)	4 (0.5%)	6 (0.7%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	819	
合計	3	51	3	23	13	33	1	0	:	2	(100.0%)	1,907
おとな	446 (41.0%)	254 (23.3%)	127 (11.7%)	108 (9.9%)	89 (8.2%)	46 (4.2%)	5 (0.5%)	5 (0.5%)	2 (0.2%)	6 (0.6%)	1,088	1,907
合計	7	00	2	35	13	35	1	0		8	(100.0%)	

#### ⑦ 初回の相談者が子どもの場合の相談内容

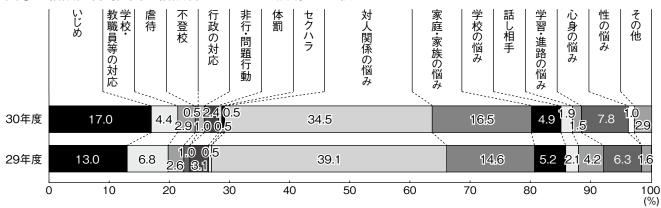
初回の相談者が子ども(本人204件と友だち2件を合わせた206件)の場合においても、相談内容は「対人関係の悩み」(71件、34.5%)が最も多く、全体の約3分の1を占めています。次いで、「いじめ」(35件、17.0%)、「家庭・家族の悩み」(34件、16.5%)、「心身の悩み」(16件、7.8%)となりました。

平成29年度に比べ、「いじめ」や「家庭・家族の悩み」、「心身の悩み」の相談が増加し、「学校・教職員等の対応」(9件、4.4%)や「学習・進路の悩み」(3件、1.5%)が減少しました。

表⑦	相診	<b>炒内容</b>	(初回	回の相談者	が子どもの	)場合)	
		学校•教	7職員	-E-/-t	av 1-	/==1 0.1.1±	

いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
35 (17.0%)	9 (4.4%)	6 (2.9%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	5 (2.4%)	1 (0.5%)	_	1 (0.5%)	_
対人関係 の悩み	家庭・家族の 悩み	子育 <i>て</i> の 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
71 (34.5%)	34 (16.5%)	_	10 (4.9%)	4 (1.9%)	3 (1.5%)	16 (7.8%)	2 (1.0%)	6 (2.9%)	206 (100.0%)

#### 図⑦ 相談内容 (初回の相談者が子どもの場合) の比較グラフ



#### ⑧ 初回の相談者が子どもの場合の子どもの学年

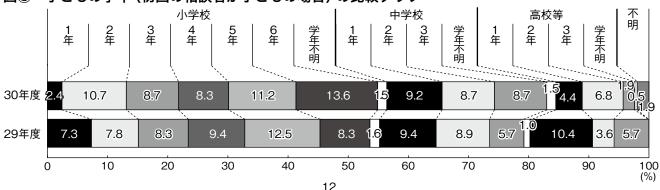
初回の相談者が子どもの場合においても、「小学校6年」(28件、13.6%)が最も多くなりました。平成29年度との比較では、「小学校6年」と中学生からの相談が増加し、高校生からの相談は減少しました。中学生は全学年で相談件数が増えています。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含む。

表⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)

未就学				小学校						
<b>本</b> 級子	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明			
_	5 (2.4%)	22 (10.7%)	18 (8.7%)	17 (8.3%)	23 (11.2%)	28 (13.6%)	3 (1.5%)			
	中等	学校			高村	 交等		7.00 A.=1		
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明	不明	合計	
19 (9.2%)	18 (8.7%)	18 (8.7%)	3 (1.5%)	9 (4.4%)	14 (6.8%)	4 (1.9%)	1 (0.5%)	4 (1.9%)	206 (100.0%)	

#### 図⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



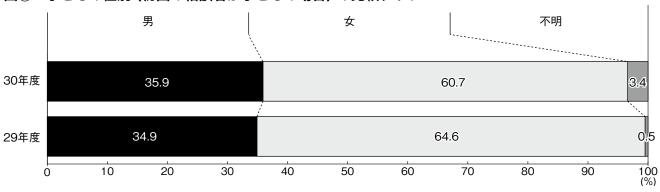
#### ⑨ 初回の相談者が子どもの場合の性別

初回の相談者が子どもの場合における性別の内訳は、女子からの相談 (125件、60.7%) が男子からの相談 (74件、35.9%) よりも多かったです。例年に引き続き、男子からの相談が増加傾向にあります。

#### 表⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)

男	女	不明	合計
74 (35.9%)	125 (60.7%)	7 (3.4%)	206 (100.0%)

#### 図⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



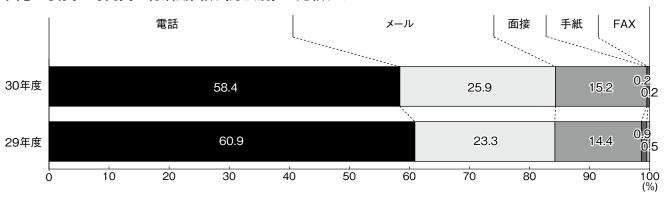
#### ⑩ 委員・専門員の総活動回数(相談方法別)

相談方法としては、「電話」(1,690回、58.4%) が約6割で最も多く、次いで「メール」(751回、25.9%)、「面接」(441回、15.2%) となりました。平成29年度との比較では、「メール」や「面接」での活動の割合が増えました。

表⑩ 委員・専門員の総活動回数 (方法別)

電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
1,690 (58.4%)	751 (25.9%)	441 (15.2%)	7 (0.2%)	6 (0.2%)	2,895 (100.0%)

#### 図⑩ 委員・専門員の総活動回数 (方法別) の比較グラフ



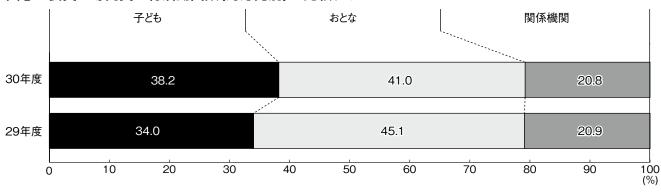
#### ① 委員・専門員の総活動回数(相談対応先別)

相談対応先としては、「おとな」(1,186回、41.0%)とのやり取りが最も多く、次いで「子ども」(1,107回、38.2%)、「関係機関」(602回、20.8%)でした。平成29年度に比べ、「子ども」とのやり取りの割合が増加し、ほぼ「おとな」と同じ割合になっています。

表① 委員・専門員の総活動回数(対応先別)

子ども	おとな	関係機関	合計
1,107 (38.2%)	1,186 (41.0%)	602 (20.8%)	2,895 (100.0%)

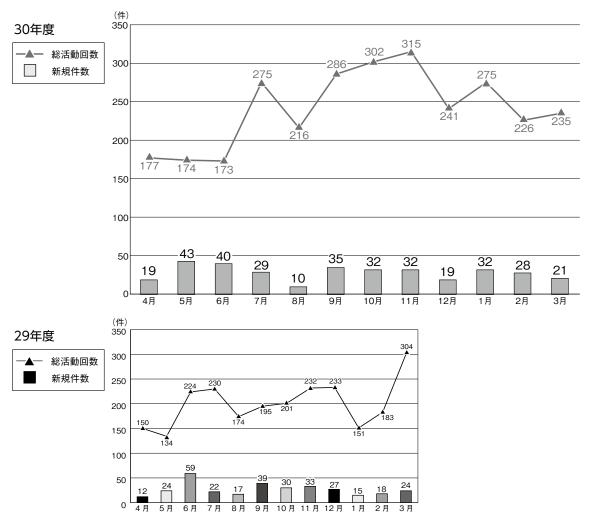
#### 図① 委員・専門員の総活動回数(対応先別)の比較グラフ



#### ⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移

新規件数は、5月、6月、9月の順に多く相談がありました。総活動回数は、11月、10月、9月の順に 多く活動しました。

#### 表⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移



#### 2 権利の侵害を取り除くための申立て等

平成30年度は、世田谷区子ども条例第19条に基づく権利侵害を取り除くための申立てを1件受理しました。またこの申立てを受け、同第20条1項に基づく調査を行いました。

#### 3 相談方法と内容の分析

平成30年度の新規件数は340件あり、平成29年度からの継続件数91件をあわせると、対応した総件数は431件でした。初回の相談方法では、「電話」が子ども・おとなともに最も多く、全体の8割以上でした。「メール」での相談は、子どもが増え、初回の相談者が子どもの場合の相談方法のうち2割を占めています。また、初回以降も一定期間メールでのやり取りが続く相談が多かったため、相談者から「せたホッと」への相談方法(261回、23.6%)、「せたホッと」から相談者への相談方法(267回、24.1%)ともに、増加しています。面接や電話といった直接やり取りすることに不安や抵抗を感じる子どもたちも多く、多少の時間差が生じたとしても「メール」での相談の方が安心感があるようです。また、家では保護者がいるので話せない、部活動や習い事等で忙しいなど、直接話す時間を作るのが難しいという理由から、時間のあるときに相談できる「メール」の利用を希望されることも多く、今後も同様の傾向が続くことが予想されます。

初回以降の相談では、おとなとのやり取りが多く(1,186回、41.0%)、子どもとのやり取り(1,107回、38.2%)を上回っています。平成29年度に比べると子どもとのやり取りの割合が増えましたが、保護者や関係機関とのやり取りも全体的に増加していることから、おとなとのやり取りが減ったのではなく、子どもとの「メール」や「面接」を利用した継続相談の増加が背景にあるものと考えられます。

平成28年度から始まった学校支援に関する相談は、平成30年度も増加しており、学校と協力しながら、 子どもに寄り添った支援を行っています。

平成30年度の新規相談で最も多かった相談内容は、「対人関係の悩み」(83件)、次いで「いじめ」(65件)、「家庭・家族の悩み」(38件)、「学校・教職員等の対応」(37件)となりました。平成30年度の傾向としては、「いじめ」、「子育ての悩み」(26件)に関する相談が増え、「子育ての悩み」は例年と比べても高い件数となっています。平成30年度の「世田谷区子どもの生活実態調査」によれば、子どもに関する施策等の情報の入手先として8割以上の保護者が「学校からのお便り(紙のもの)」を選択しています。「せたホッと」のパンフレットやレター等の広報・啓発物が定期的に学校で配布されることにより、子どもに関わる相談機関であるという認知が保護者の中に一定程度広がってきていること、仕事終わりの時間帯でも相談が可能なこと等が関係していると考えられます。

初回の相談者が子どもの場合の相談内容では「対人関係」(71件)、「いじめ」(35件)、「家庭・家族の悩み」 (34件) が多く、例年と同様の傾向でした。

また、「非行・問題行動」は、「クラスが荒れている」「暴力等の問題となる行動が継続的に発生している」 等の内容で、子ども、おとなともに相談が入っています。おとなからの相談の中には、学校からの相談 も多く寄せられました。また、保護者や子どもからの相談では、ひとつの学校について、複数の相談が 寄せられる傾向にありました。



# 相談対応・調整活動状況

- 1 事例紹介
- 2 関係機関との連携

# Ⅲ 相談対応・調整活動状況

# 1 事例紹介

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例① 本人 小学生 いじめ 電話・面接	【相談内容】 学芸会の練習をまじめにやっているだけなのに「バカ」「きもい」と言われ笑われたり、ひどいと蹴られたりします。仲間はずれもあります。無視をして気にしないようにしていたら、ひどくなってきました。前に先生に相談して注意してもらったけれど「チクッた」と言われ、今度は先生が見ていないところでやられます。担任はいつも忙しそうで相談しにくいです。もう学校に行きたくありません。どうしたらいいですか。
	【せたホッとから】 詳しく話を聴きたいと伝え、本人と母親で来所してもらい委員と専門員で相談内容を確認しました。最近の状況は先生に話していないということだったので、まだいじめが続いていることを先生に改めて伝えてみるのはどうかと提案しました。しかし、本人はいじめがひどくなったから自分からは言いたくないということでした。 本人から学校へ自分の気持ちや状況を伝えてきてほしいという希望があったため、委員と専門員で学校を訪問し、本人の気持ちや状況を伝えてきました。担任は「最近は本人からの訴えがなかったのでおさまっていると思っていた」という認識でした。今後は複数の教職員、学校全体で、本人の様子をしっかり見守っていくということになりました。その後、本人から「大丈夫です」という声を聴くことができ、相談を終えました。
事例② 母親 中学生 いじめ 電話・面接	【相談内容】 子どもが部活動でいじめられています。子どもの入っている部活動では経験者が多く、子どもは未経験者なのでうまくできません。部員からは「下手くそ」「足を引っ張る」と言われたり仲間はずれにされ練習相手がいなかったりすることがありました。いじめはクラスにも広がり陰口を言われたり物が無くなったりするようになりました。学校には当初から何度も相談していますが、状況は変わりません。本人も先生に「物が無くなった」と相談したみたいですが、「自己管理ができていない」と言われてしまったようで、ショックを受けています。学校はそれほど深刻に捉えていないようです。最近子どもの表情が暗く元気がないので、とても心配です。現在は部活動に行っておらず、学校も休みがちになっています。どのように対応したらよいでしょうか。
	【せたホッとから】 本人からも話を聴きたいことを伝えたところ、本人と母親で来所してくれました。 本人は「いまはだれとも話すことができない」「休み時間はひとりで過ごしている」と 話し、うつむいていました。母親は学校と相談を重ねるものの改善がみられず、信頼 できないと話していました。 本人、母親の了承を得て、委員と専門員で学校を訪問し対応策を検討してきました。 本人の気持ちを伝えた上で、学校から話を聞くと、生徒たちはいじめをしている認識が なく、対応に苦慮しているとのことでした。そこで委員から「せたホッと」の出前講座 である「いじめ予防授業」の実施を提案しました。学校も賛同したため実施し、いじめ について生徒と一緒に考えてみることになりました。その後、学校からは「いじめに対 する認識が少し高まったように感じる」と報告があり、本人からは「数人声をかけてく れるようになった」「休みの日に友だちと遊びに出かけた」と前向きな報告があり、しば らく様子を見守ってから相談を終えました。

相談者
子どもの所属
相談の主な内容
相談方法

#### 相談及び調整の概要

#### 事例③

本人・母親 小学生 学校・教職員等 の対応 電話・面接

#### 【相談内容】

(本人) 担任のえこひいきがひどく、自分のせいにされて大声で怒られました。悪くないということを伝えてもわかってくれません。怒られないように気をつけていても怒られてしまいます。好かれている子は悪いことをしても怒られません。きっと私のことが嫌いだと思います。

(母親)毎日怒られるようで、学校に行くのが怖いと言っています。叱責、指導の仕方も厳しすぎるのではないかと思います。このままの状態が続くと学校に行けなくなるのではないかと心配しています。どう対応するのがよいでしょうか。

#### 【せたホッとから】

詳しく話を聴きたいことを伝え、本人と母親で来所してもらい委員と専門員で相談 内容を確認しました。相談を聴くなかできつく叱責されたり、えこひいきが成績に影響しているのではないかという不安があることがわかりました。本人は「私が悪いから」 と自分を責めている様子もうかがえました。

学校を訪問してほしいという希望があったため、委員と専門員で学校を訪問し、本人の気持ちを伝えた上で、担任に状況を確認しました。担任としては、えこひいきをしたつもりはないこと、児童によくなってもらいたいという気持ちから、行き過ぎた指導をしてしまったとのことでした。その後、本人と母親から、担任の対応に変化が見られたこと、直接担任からみんなのことを大切に思っていることが伝えられ、子どもに不安を感じさせるような注意をしてしまったことに対する謝罪があったことが報告されました。本人も少しずつ明るい表情になったようです。しばらく様子を見守ってから相談を終えました。

#### 事例(4)

母親 小学生 学校・教職員等 の対応 電話・面接

#### 【相談内容】

子どもの発達に少し偏りがあります。担任に注意が散りやすいこと、長時間座っていることが苦手なことなど細かく子どもの特性を伝え、配慮をお願いしましたが「わかっています」と言うだけで、対応に変化がみられません。子どもは学校生活が苦痛になってきており、休みたいとも言います。いまは子どもの気持ちにあわせて、子どもと一緒に登校し、クラスの様子もそばで見守っています。このままの状態が続くと私も心身ともに疲れてしまいます。どうしたらいいでしょうか。

#### 【せたホッとから】

本人からも話を聴きたいことをと伝えたところ、母親と一緒に来所してくれました。 相談を聴くなかで本人から「学校が楽しくない。つらい」という思いがあることがわか りました。また、学校に対してどのような希望があるかについても聴き、どのような 配慮があれば楽しく学校に通えるかを一緒に考えていきました。

本人、母親から学校に訪問してほしいという希望があったため、委員と専門員で学校を訪問し、本人の気持ち、状況などを伝え、学校と対応を協議しました。また、クラスでの本人の様子も見学し、本人が授業に十分に参加できていない様子がうかがえました。対応を協議するなかで、本人の特性を把握しているのは担任だけであることがわかったため、スクールカウンセラーも含めて、学校全体で本人を支援できる体制を整えてもらえるようお願いしました。しばらくして、母親から1人で登校できる日が増えましたと報告がありました。その後も学校、家庭と連携を取りながら、見守りを続けました。

相談者
子どもの所属
相談の主な内容
相談方法

#### 相談及び調整の概要

#### 事例⑤

## 兄・弟 中学生・小学生 虐待 面接

#### 【相談内容】

突然、兄弟で来所しての面接でした。

(兄) 小学生のとき母親から殴る蹴るなどの暴力を受けていました。その時学校の先生に相談したら、すぐに母親に伝えてしまい、さらにひどい暴力を受けました。いまは、暴力はなくなったけれど、暴言はあって「友だちと遊ぶな」「バカなんだからもっと勉強しろ」と言われました。ご飯を作ってもらえないこともありました。

(弟) ぼくは時々怒られます。お兄ちゃんとお母さんがけんかになったときに近くに座っていたらお母さんから「邪魔なんだよ」と言われて怖かったです。

#### 【せたホッとから】

話を聴くなかで、兄は母親とけんかになると自分の部屋に行ったり外へ出たりして気分転換をしているということでした。また「自分は慣れているからいいけど、弟のことが心配である」と話してくれました。弟は「自分が悪い」と言い、嫌なことがあってもがまんをしているようでした。

まず、「あなたたちは悪くない」ということを伝えました。2人とも「他の人に知られたくない」と話していましたが、助けてくれる人や場所がたくさんあること、力になりたいことを伝え、少しずつ納得してくれました。また「せたホッと」は電話相談もできること、困ったとき、暴言暴力を受けたときはすぐに相談してほしいことを伝えました。後日、委員と相談をし、2人の了承を得て子ども家庭支援センターに情報提供をし、ともに見守っていくことになりました。

#### 事例⑥

# 本人·父親 小学生 非行·問題行動 電話·面接

#### 【相談内容】

(本人) クラスがうるさくて授業中先生の声が聞こえません。先生が注意しても静かにならなくて、先生も困っているみたいです。いじめもあって、私はされてないけど菌扱いされたり蹴られたりしている子がいます。「やめなよ」と言いたいけど、今度は私がいじめられそうで言えません。

(父親) クラスが学級崩壊のような状態です。いじめも起きています。校長にもクラスの様子を伝えましたが、状況は変わりません。クラスの環境を改善してほしいです。

#### 【せたホッとから】

詳しく話を聴きたいことを伝え、本人と父親で来所してもらい委員と専門員で相談 内容を確認しました。本人から「しっかり勉強したいのにうるさくてできない」「注意 したいけど今度は自分がいじめられるのではないかと思って注意できない」という訴え を聴くことができました。

本人からクラスをみにきてほしいという希望があったため、委員と専門員とで学校を訪問しクラスの状況を確認してきました。クラスでは一部の児童のなかで、立ち歩き、暴言暴力が横行しており、その周囲にいる児童は困っているようでした。そこで、クラスに入る教職員を増員してクラス運営を行うことや学生ボランティアの導入を提案し、複数のおとなでクラスを見守ることになりました。その後、本人から「少しずつ静かになってきた」と報告があり、しばらく様子を見守ることにしました。

#### 事例⑦

### 本人 小学生 対人関係の悩み 電話

#### 【相談内容】

仲のよい友だち3人とよく遊んでいるけれど、最近、その中に性格の強い子が入ってきて、なかなかやりたい遊びができません。いやだなと思ってもみんなやさしいからその子の意見ばかりが通ってしまいます。どうしたらやりたい遊びができますか。

#### 【せたホッとから】

相談を聴くなかで、それぞれやりたい遊びを順番にやる、じゃんけんをして決めるなど仲良くみんなで遊べる方法を一緒に考えました。そのことについて「友だちと相談してみる」ということだったので、応援していること、またうまくいかなかったら相談してほしいことを伝え、相談を終えました。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例® 本人 小学生 対人関係の悩み 電話・面接	【相談内容】 友だちと一緒に2人で電話をかけてきてくれました。クラスの4人グループから、陰口を言われているような気がします。あと、ある男子から追いかけられて困っています。どうして追いかけられるかわからないので怖いです。 【せたホッとから】 2人の不安な気持ちに寄り添いながら相談を聴きました。本人たちが「いまから会って話したい」と言ってくれたので「せたホッと」に来てくれることになりました。話を聴いていくと、友人関係の困りごとがたくさん出てきました。気持ちの伝え方や話し合いの仕方など、困ったときの解決方法を一つひとつ一緒に考えていきました。「2人でやってみます」「また困ったら来ます」と言い、笑顔で帰っていきました。その後も困っ
事例9 本人 高校生 対人関係の悩み メール	たことがあると来所や電話で相談を受けています。  【相談内容】  入学してからこれまで、一緒にいることができる友だちがいません。友だちがほしいです。他の子たちはみんな友だちがいて楽しそうで、私とは距離を感じます。母親に相談したら、「勇気をだして話しかけなさい」と言われました。でも私はとても人見知りで、コミュニケーションに自信がなく、自分から声をかけることができません。周りからどう思われているのかとても不安です。どうしたら友だちができますか。
	【せたホッとから】 メールで相談を進めるなかで、本人の不安に寄り添いながら、クラスの人間関係について、どんなタイプの友だちなら仲良くできそうか、どんな話をすることが好きかなどを聴き、安心して友人関係が築けるように一緒に考えました。ゆっくり本人のペースを大切にしながら何回も相談を続けていくなかで「友だちができました」と報告をもらい、また困ったことがあれば相談してほしいと伝え、相談を終えました。
事例⑩ 本人 中学生 家庭·家族の悩み メール	【相談内容】
	【せたホッとから】 本人の複雑な気持ちに寄り添いながら、メールで相談をしていきました。相談を進めていくなかで自分を責めている気持ちが強いことがわかりました。「せたホッと」は 本人の頑張りをわぎらい。自分を大切にしてほしいと伝え続けました。両親にいまの

本人の頑張りをねぎらい、自分を大切にしてほしいと伝え続けました。両親にいまの 本人の気持ちを伝えてみることを提案しました。

後日「すべてはわかってくれなかったけど、言えてスッキリした」「家族の悩みはた くさんあるけれど、自分の気持ちも大切にしながらバランスをとってやっていきます」 と報告がありました。しばらくしてから高校に合格したこと、以前よりは家族と穏や かに会話ができるようになったことなどの報告を受けました。

	※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。
相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例① 母親 小学生 子育ての悩み 電話	【相談内容】 娘はすごく気が弱くて、友だちの後ろにいてあまり主張をしません。そのため、いつも気の強い子に言い負かされてしまいます。友だち4人で遊んでいるときに、友だちのかばんについていたチャームを壊してしまった子がいて、娘はその状況を見ていただけのようですが、なぜか娘のせいにされ、娘が謝ることになりました。今日は児童館で知らない子に「死ね」と言われたようです。このようなことがあるといつも大泣きして帰ってきます。そろそろ自分で対処する方法を身につけてほしいと思っています。どのように子どもに伝えたらいいでしょうか。
	【せたホッとから】 児童館で「死ね」と言われたことについては、本人もショックだったと思うので本人の気持ちをよく聴いてほしいと伝えました。また自分で対処する方法については、自分の気持ちを人に伝える力を伸ばせるように、普段の生活の中で先生や友だちなどに伝える内容を具体的に母親と考えました。すると、「これなら娘にもできそうです。少し私の気も楽になりました」と言われました。また心配なことがでてきたらいつでも相談してほしいと伝え、相談を終えました。
事例⑫ 母親 小学生 子育ての悩み 電話	【相談内容】    子どもが言うことをきかないとつい怒鳴ってしまい、子どもも同じように私に怒鳴り返してきます。どんどんイライラしてきて、一度始まるとなかなか止めることができません。私も子どもも冷静になったほうがいいのかなと思うのですが、どうしたらこんな状態にならずにすむのか教えてほしいです。
	【せたホッとから】  少し興奮気味に話されていたので、まずはゆっくり傾聴しました。相談を聴くなかで、母親は仕事、家事、子育てのすべてをひとりで担っていてとても疲れていることがわかりました。そこで、何事も完璧にするのではなく少し手を抜いてみるのもよいのではないか、また、父親の協力を求めてみてはどうかと提案しました。

また「子どもとも話してほしい」と話されたため、子どもとも話をしました。本人も 興奮した様子で「ママなんて大嫌い。すぐ怒るし、大きな声で怒鳴るから」「パパはやさ しいから好き」と言っていました。少し落ち着きがみられたところで、母親の普段の様 子を尋ねると「怒ってないときはやさしい」「おいしいご飯を作ってくれるときは好きだ よ」と話してくれました。本人の了承を得て本人の気持ちを母親に伝えると、母親は本 人の気持ちに気づかされたようでした。

電話で話すことで親子ともに冷静になれることがわかりました。またいつでもこの電 話を利用してほしいことを伝えました。その後も数回、母親と本人から電話があり、そ の都度心に寄り添いながら冷静になれるよう話を聴き、見守っていきました。

相談者
子どもの所属
相談の主な内容
相談方法

#### 相談及び調整の概要

#### 事例(3)

### 本人 高校生 心身の悩み 電話

#### 【相談内容】

4月から高校生になり失敗することが多くなりました。お腹が痛くなったり緊張したりすることもよくあって、そんな自分にイライラしてしまいます。ご飯もあまり食べたくないし、夜も眠れないです。勉強をしてもあまりよい点数が取れません。このままだと勉強も嫌いになりそうです。受験まではこんなことはなかったので自分でも驚いています。頑張って入った高校なので行かなければいけないとは思うのですが、やる気が起きません。どうしたらいいでしょうか。

#### 【せたホッとから】

本人の不安な気持ちに寄り添いながら相談を聴きました。相談のなかで、自分では気がつかないところで疲れているのではないかということ、高校生活も始まったばかりで身体がまだ慣れていないのかもしれないと伝えました。そして、本人の生活リズムの見直しや興味があることを考えてもらい、いま楽しみにできるものを探してみてはどうかと提案しました。相談を聴いているなかで、本人は中学生の頃から、クラスの代表のような目立つことが好きであるということがわかり「クラスの代表になりたい」「目標ができて頑張れそう」と、少しずつ前向きな言葉も出てくるようになりました。その後も不安な気持ちに寄り添い一緒に考えるなかで本人から「話したことで安心しました」と発言があり、相談を終えました。

#### 事例(4)

## 本人 中学生 性の悩み 電話

#### 【相談内容】

制服のスカートを履きたくないです。女子だと思われたくありません。女子との話はつまらなくて、話を合わせるのが苦痛で気持ち悪くなるんです。本当は男子と一緒にいたいけど、前にからかわれたこともあって変に思われてしまうのではないかと心配です。もうすぐ高校生になるけど、高校は男子として通いたいと思っています。そう思うのはいけないことですか。

#### 【せたホッとから】

本人のつらい気持ちに寄り添いながら相談を聴き「男子として高校に通いたい気持ちがあることはいけないことではない」「その気持ちも大切にしてほしい」と伝えました。 本人は男子として高校に通うために何をしたらいいか悩んでいるようでした。

また、保護者に性についての話はしたことがないということだったので、どうしたら保護者に自分の気持ちが伝えられるか、保護者との関係性や保護者の性格なども聴きながら一緒に考えていきました。そのなかで、自分の性についてしっかり保護者へ伝えることができるように性についてもう少し調べてみるという話になりました。「せたホッと」もその気持ちを応援し、性に関する専門の相談機関も紹介しました。またいつでも相談してほしいと伝え相談を終えました。

#### 2 関係機関との連携

#### 全体の件数

平成30年度は関係機関とのやり取りを計602回行いました。これは平成29年度より92回増えています。子どもたちは学校を中心に、児童館、子ども家庭支援センター(\*)、区役所、病院などさまざまな機関や団体と関わりながら生活をしています。「せたホッと」によせられる相談の中には、相談者とのやり取りのみによって終わるものもありますが、子どもの最善の利益を実現するために、こうした関係機関と連携・協働しながら解決に向けて動いていくケースも少なくありません。子どもたちを取り巻く問題が多様化・複雑化しているなか、子どもたちの声を相談・調整活動を通してさまざまな関係機関に届け、ともに考えていける関係性を構築していくことの重要性はさらに高まっています。

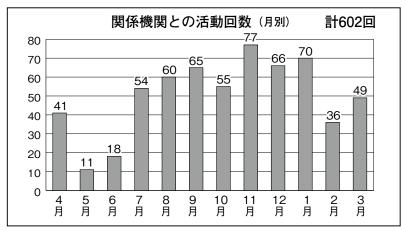
#### 「いじめ」「不登校」

「いじめ」や「不登校」など学校に関する相談については、必要に応じて、学校、教育委員会事務局、その他関係機関と連携し、子どもの気持ちや状況をともに受け止め、子どもが安心して学校生活を送るにはどうしたらいいのか、丁寧に協議を重ねています。また、「いじめ」の場合には、「どうしていじめが起きてしまうのか」「いじめがなくなるためにはどういう環境調整が必要か」「いじめの傷つきから回復するためにはどういうアプローチが求められているか」など、子どもの権利救済に向けた支援方針を関係者とともに考え、役割分担をしつつ対応をしています。そのなかで、相談終了後もいじめの予防や再発防止について学校と一緒に考える機会が増加しています。たとえば、いじめ予防の取り組みとして「せたホッと」の出張講座である「いじめ予防授業」を、平成30年度は区内小中学校5校で実施しました。実施にあたっては、学校の実態に合わせ、子ども一人ひとりの心に響く授業になるように学校と丁寧に協議を重ねています。

#### 「虐待 |

平成30年度も「せたホッと」では「虐待」が疑われる相談については、児童虐待防止法に基づき、子ども家庭支援センターへ情報提供あるいは通告を行うとともに、区内外の児童相談所や子ども家庭支援センターと連携し、子どもを支援する役割を担っています。平成30年度は「子育ての悩み」に関する相談が増加しました。子どもとどう接したらいいか悩む保護者が多く、相談内容によっては子ども家庭支援センターをはじめとした関係機関を紹介するなど、相談者が利用できる社会資源の情報提供を行っています。

\*「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる相談窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度です。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されています。



初回の相談者が「関係機関」である場合に行ったやり取りは602回の中に含まれていません。

# IV

# 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発
- 2 広報・啓発物品の一覧
- 3 研修会への講師派遣
- 4 視察受入れ
- 5 他自治体との交流
- 6 関係機関との意見交換
- 7 活動報告会

# IV 広報・啓発活動

# 1 広報・啓発

機関を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、 広報・啓発活動に取り組んでいます。

項目	実施時期	対象等	備考		
配布・掲示					
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・ 中学校・高校等、関係機関等			
リーフレット (小学生用)	5月	- 区内の公立、国立、私立の全小・			
リーフレット (中学生以上用)	5月	中学校・高校等、保育園、幼稚 園、児童養護施設、児童館、図	約101,000枚 配布		
広報用カード	5月・10月	書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	(各)約100,000枚配布		
活動報告書	6月	区内の公立、国立、私立の全小・ 中学校・高校等、保育園、幼稚 園、児童養護施設、児童館、図 書館等の子ども関連施設、出張 所、病院等の関係機関	約2,000部 配布		
機関紙「せたホッとレター」第10号	1月	区内の公立、国立、私立の全小・ 中学校・高校等、保育園、幼稚 園、児童養護施設、児童館、図 書館等の子ども関連施設、出張 所、病院等の関係機関 ※区内学校は全児童・生徒を対 象に配布	約105,000部 配布		
機関紙 「せたホッとレター」 第11号	3月	区内の公立、国立、私立の全小・ 中学校・高校等、保育園、幼稚 園、児童養護施設、児童館、図 書館等の子ども関連施設、出張 所、病院等の関係機関 ※主に関係機関等のおとな対象	約14,000部 配布		
メモ帳	随時	イベント参加者、視察等来訪者			
クリアファイル	随時	視察等来訪者			
消しゴム	随時	視察等来訪者			
定規	随時	視察等来訪者			
のり	随時	イベント参加者、視察等来訪者			
ボールペン	随時	イベント参加者、視察等来訪者			

イベント参加						
せたがやふるさと 区民まつり	8月	小・中学生、区民等	アンケート協力・ ゲーム参加者にのり配布			
三茶子育てファミリー フェスタin昭和女子大学	9月	子育て世代	メモ帳配布			
関係機関等との連携						
児童館事業参加 (松沢・池尻・深沢)	随時	児童館のイベントに来場した 児童、生徒、保護者	のり、メモ帳、 ボールペン配布			

項目	実施時期	内 容	備考			
その他の活動						
ホームページ	随時	せたホッとの最新情報、活動等 を随時更新				
新聞等取材		朝日新聞、日経新聞				
いじめ予防授業 ※	7月·9月· 2月	区立・私立小中学生等を対象に 子どもサポート委員による授業 を実施	5校			
擁護委員会議	月2回程度	広報・啓発活動の方針及び内容 の検討	24回			
せたホッと 夏休み講座	8月	あそんで、伝えるチカラをつけよ う!	うちわ作成 のり配布			

<sup>※「</sup>いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、 学校に出向き、<u>いじめは人権侵害として絶対に許されないこと</u>を理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもた ちと一緒に考える授業です。

「せたホッと」がどのような機関か伝えるために、子どもや区民と直接触れ合うさまざまなイベントに参加し、広報・啓発に取り組みました。



昭和女子大学で毎年行われる三茶子育てファミリーフェスタでは、「せたホッと」のマスコットキャラクターなちゅにちなみ、折り紙の猫耳づくりを楽しんでもらいました。(30年9月30日)



毎年恒例の「ふるさと区民まつり」では手作りの公衆電話のレプリカを使って、公衆電話のかけ方を確認しました。 (30年8月4・5日)

#### 2 広報・啓発物品の一覧

#### せたホッとポスター



#### 広報用カード





#### リーフレット (小学生用)





#### リーフレット (中学生以上用)





メモ帳



クリアファイル



消しゴム



定規



のり



ボールペン



イベント用 Tシャツ



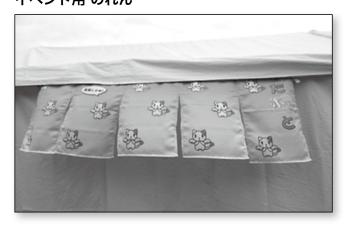
イベント用 パーカー



イベント用 のぼり



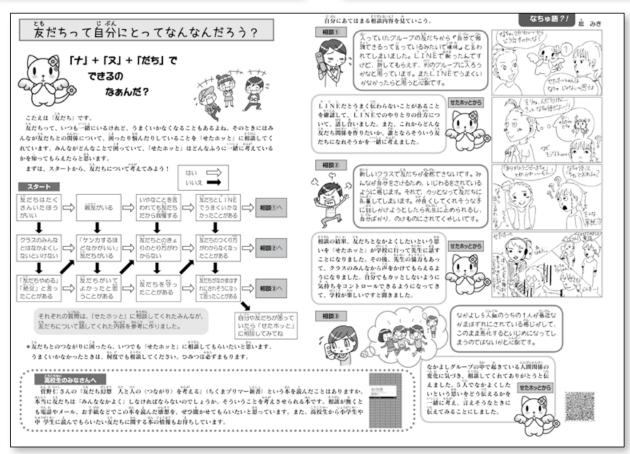
イベント用 のれん



#### 機関紙せたホッとレター10号







#### 機関紙せたホッとレター 11号



## 6年目の成果

「せたホッと」の活動が開始してから、今年で6年日となります。この間、相談活動やちまざ まな場面での広報-啓発活動を通じ、子どもたちをはじめ、多くの方々や関係機関から「せたホッ と」の活動を理解していただき、子どもの人権擁護機関として信頼が高まってきています。 この6年で、「せたホッと」が感じた成果を紹介します。



#### ○子どもにとって身近で安心できる相談窓口

「せたホッと」に寄せられる相談の6割以上が子ども本人からの相談です。これは、「せたホッと」の活動を 紹介したカードやリーフレットの配布、児童館まつりや区民まつりへの参加といった顔の見える関係づくりな どを継続して行ったことで、「せたキッと」が子どもたちにとって身近な相談機関として広まってきています。 実際に、児童創まつりに参加した子どもからの相談もありました。

また、相談ではないものの「どんなことをしているのか気になった」や「「せたホッと」に来てみたかった」といっ た声もあり、子どもたちにとって身近な相談場所になってきています。

相談や広報・啓発活動などを通じ、「せたホッと」の活動に対する認知の広がりに伴い、近年では、関係機関 からの紹介により相談につながることも増えています。また、支援の場面においても、子どもの権利救済に向 けた支援力針を同係機関と一緒に考え、一丸となって取り組むことが多くなり、関係機関との連携がより溶まっ できています。 相談者に対してさまざまな関係機関が協力し、役割分担をすることによって、多角的なサポー

#### ○活動の広がり

この他にも、「いじめ予防役集」や「家庭教育学級」などの「出回講座」を実施しており、関係機関のみなさ まだけでなく、保護者の方や地域の方々にも「せたホッと」の活動を広めています。







広報務発活動の様子



#### 広報・啓発活動

#### ~出前講座の実施、

#### 研修会等への講師派遣~

「せたホッと」では、学校などでの恋前講座や、関係機関や子どもに関わる団体 等が実施する研修会に講師派遣を行っています。平成30年度に参加した研修等を 紹介します。

#### ≪いじめ予防授業≫

いじめ子防授業とは、いじめが発生する前に、あるいはいじめの被害がひどくな る前に予防することがいじめをなくすための最善の葉という考えのもと、いじめに ついて子どもたちと一緒に考える投業です。分離士の平地部委員が実施しています。 今年度も区立・私立の小学校を訪問し実施しました。

Q1. いじめがあったとき、いじめら れる人にも問題があると思いま すか?

02. いじめに加わっていない、いじ めを見ているだけの人がいます。 その人はいじめに関係がある でしょうか?



いじめ予防投業では、これらの質問の答えを子どもたちと いじめを受けた子どもの辛さや、すべての子どもに幸せな人生を生きる権利がある ことをお伝えしています。

また、あわせて保護者向けの講演を実施する場合もあります。

#### 《「せたホッと」ってどんなところ?

~子どもの権利に寄り添う活動~>>

昨年11月に青少年委員会の結地域合同研修会に参加し、「「せたホッと」ってど んなところ?~子どもの権利に寄り添う活動~」をテーマに、講演を行いました。 研郷の内容は、青少年委員会の方と検討し、「せたホッと」とはどのような相談 機関なのか、相談はどのようなものが多いのかなどを説明しました。あわせて相談 から見えてくる子どものつらさと家庭的な背景とのつながりや、子どもとのコミュ ニケーションについて参加者の方々にも一緒に考えてもらいました。





「せたホッと」では、こ さまざまな場面で講演を 行っています。研修の内1 も相談に応じますのでお気 軽にご連絡ください。

事例紹介 実際に関係機関と連携を行った事例を紹介します。

他の柳葉機関から、「LIじめなら<sup>p</sup>せたホッと」に和葉してみたらっと言われて、 柳葉してみました。鳥口を含われたり、乗られたりされる。クラス内では、 接翼中に立ち歩いている子が誰んでいる子もいて、先生も大変そう。どうし





ななかりことは相様できます

本人から話を聞くなかで、「せたホッと」から学校に本人のつらい状況を伝えてほしいと いうことになり、学校を訪問しました。管理職や担任の先生から状況を図さ、クラスの様 子も観察しました。クラスが落ち着かず困っている子どももいたことから、先生方と対応 を協議し、学生ボランティアや支援要目に入ってもらい、学校とともにクラスでの見守り と問題状況の改善に取り組んでいくことになりました。また、「いじめ予防投票」の投業も 行い、実施しました。子どもたちからは、「いじめは悪いことだとわかった」や「路口は言 わないようにしたい」といった声が聞けました。そうした取り組みを通じて、クラスでは徐々 に落ち着きが見られ、悪口や暴力も減っていきました。

財産の内付けをしなかったり、食れてソファーで値でしまったりすると、 父親から恐られ、叩かれる。めざを及連に見られたくないので学成を休むこ ともめる。学成を休むと、母親からも叩かれ、『早く学成に行けよ!』とを われる。象出するにはどうしたらいいですが。

K人のつらい気持ちに寄り扱い、「あなたは悪くない」と伝えました。また、今の状況を確 認したところ「部屋にこもれば大丈夫」ということでした。そこで、「せたホッと」だけで 応したことう「知知いこちれは人太大」ということでした。そこで、「元なのアと」たりで なく子ども来意支援センターとも一緒に考えたいことと、会って話したいことを伝えまし た。しかし、「話したいけど、会いにいけない」ということだったので、後日、今秋で本人と会っ て話をしました。本人は自分が思いという思いもあったので、「どんな理由があっても、理 て前すじました。 木は137か28からいつ思いもあったので、「こんな理問があっても、呼 (のも集音もかけないはだま) と成ると、「少人気料的が影を向けた」と言っていました。 その後、子ども原度支援とレテー、分別、「仕たホッと」の資料を発理し、定いに透影して 木人や東原を支援していくことにしました。 木人からは「相談したことで、興鉄の施言も 減り、明かれなくかって、家にいやすくなった」という報音がありました。

- 「いじめ予防授業」では、講師の方が児童の「本音」を聞き、それに対して「あるべき姿」「とるべき行動」を示してくださいます。特に 「対血があればいじめられても仕方かない」という児童の考えを持くとともに、信報者にならないことの要素性を再復直させる上で、 重要の場合となっています。 (区立小学校校長) 子ども享直支援センターは、文字どおり、子どもとその家直を支援するところですが、時に、家庭との相談関係が築けない場合があ ります。そんな時、「セルホッと」に子どもが譲渡相談し、共い間、お世話になりました。今後も、子どもの話を聞いてくれる機関であっ
- てほしいです。(子ども家庭支援センター職員)

出高湯中や研修会に参加した方から、「子ども、親どちらも相談できることを周知してほしい」や「問題の解決が修しくなってしまっ てから相談する機関というイメージが強い」といった意見をいただきます。「せたホッと」は子どもの機利役害に関する相談であれば、 いつでもどなたからでもお話を何います。

今後も「せたホッと」は、「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」として、広報・啓発活動を光実し、子どもの権利権 選の実現に向けた活動を続けていきます。



### 3 研修会への講師派遣

関係機関、子どもにかかわる団体等の研修会に講師として参加しています。学校教育相談研修(中級)の講演の内容は「学校での子どもの人権擁護~子どもの品位を尊重することとは~」です。

砧地域合同研修会の講演内容は「『せたホッと』ってどんなところ?~子どもの権利に寄り添う活動~」

日 程	研修名	担当
8月21日	学校教育相談研修 (中級)	委員
11月15日	砧地域合同研修会	委員・専門員

## 4 視察受入れ

国会議員や区議会議員、他自治体の議員や職員、学生等、計11件の視察がありました。内容としては、子ども条例改正の経緯、内容、子どもに係わる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明しました。

日 程	視察団体等
5月24日	大田区議会議員
7月 6日	西東京市 子育て支援部 子育て支援課
7月13日	名古屋市 子ども青少年局 子ども未来企画室
7月19日	伊丹市議会議員
7月24日	世田谷区議会議員
7月26日	創価大学 法学部 法律学科学生
8月22日	豊橋市議会議員
10月18日	東京都議会議員
1月16日	板橋区議会議員
2月14日	世田谷区議会議員
2月25日	小金井市議会議員

### 5 他自治体との交流

2月には宗像市で開催された「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2018」に参加し、他自治体の担当者等と情報交換や意見交換を行いました。

日 程	会議名等
2月10日	「子どもの相談・救済に関する関係者会議」に出席・報告
2月11日	「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2018宗像分野別実践交流会議」に参加

## 6 関係機関との意見交換

世田谷区内の子どもと関わる機関と連携し、相談してきた子どもの見守り支援をするため、積極的に意見交換をしました。

日 程	会議名等	担当
6月21日	要保護児童支援協議会 (北沢地域)	専門員
7月17日	要保護児童支援協議会 (全区)	委員
7月17日	いじめ防止等対策連絡会	委員
10月30日	要保護児童支援協議会 (世田谷地域)	専門員
12月13日	要保護児童支援協議会 (全区)	委員
12月13日	いじめ防止等対策連絡会	委員

### 7 活動報告会

子ども・子育て総合センターにて、「平成29年度活動報告会~子どもが安心できるまで~」を開催しました。

日 時 平成30年7月25日(水)18:00~20:00

会 場 子ども・子育て総合センター3階 研修室

内 容

第1部 活動報告「平成29年度の活動を振りかえって」

第2部 実践報告「関係機関との連携における『せたホッと』の役割」

- ・子どもサポート委員 月田みづえ、相談・調査専門員 小出真由美 子ども家庭支援センター職員
- ・子どもサポート委員 半田勝久、相談・調査専門員 渡邊峻平 支援要員(区内大学生)のみなさん



第 1 部 活動報告 平成29年度の活動を振りかえって



第2部 実践報告 関係機関との連携における「せたホッと」の役割

# V

# メッセージ 相談者からの声

- 1 子どもサポート委員 平尾 潔
- 2 相談・調査専門員 小出 真由美 竹内 麻子
- 3 相談者からの声

### 1 子どもサポート委員

## いじめの関係調整

子どもサポート委員 平尾 潔

#### 1 「せたホッと」のいじめ相談

「せたホッと」にいじめの相談が持ち込まれる頻度は高く、平成30年度では65件にのぼります。いじめが相当に深刻化したものも多く、保護者と学校の話し合いがうまくいっていない場合や、不登校を伴う場合も少なくありません。そのような状況で、追い詰められた被害者側に対し、学校側が事態を十分に把握し切れていない場合も少なからず見受けられます。「せたホッと」が調整することで、互いの主張の食い違いをなくしていくことが大切になります。公正・中立な第三者機関としての「せたホッと」だからこそ、相談者の感情をそのまま学校にぶつけるのではなく、冷静に双方の言い分を整理し、学校とも協力しながら、いじめを解決に導いていくことが可能になってくるのです。

#### 2 子どもの話を聴く

いじめに限りませんが、子ども自身の話を直接聴くことが重要になってきます。どのようないじめを受けたのか、何がつらいのか、周りに対して、何を求めたいのか、といったことは、可能な限り、子ども本人の意向を随時確認します。時として、子どもの意向は、保護者の思いとは食い違うこともあり、ここは慎重に進めなければ方向性を誤ることにもなりかねません。子どもの権利の基本である、意見表明権を、「せたホッと」も常に大切にしています。

学校でのいじめの当事者はあくまで子ども本人です。「せたホッと」は、子どもに寄り添うことを基本姿勢としています。

#### 3 いじめ解決に際して大切なこと

#### 1) 双方の納得の大切さ

いじめの解決は容易ではありません。特に大切なのは、いじめをしたとされる子ども(加害者)の納得です。いじめの加害者を強く叱責するアプローチがよく見られますが、十分な納得がないまま、強い叱責だけでいじめを押さえ込むと、おとなの見ていないところでのいじめに移行し、かえって陰湿化、長期化することにもなりかねません。

#### 2)「せたホッと」によるいじめ予防授業

学校によるいじめ加害者への指導をサポートするため、「せたホッと」では、「いじめ予防授業」という活動を展開しています。いじめの実例をもとに、いじめの悲惨さを伝え、なぜいじめが許されないのかを子どもたちにわかりやすく伝える授業です。学校の指導と組み合わせて行うことで、子どもたちが心底いじめをしてはいけないと実感することを目的としています。授業の冒頭では、ほとんどの子どもが、「(場合によっては)いじめられる側も悪い」という考えですが、授業後の感想文を読むと、その考え方が改まったことがよく分かります。

授業は実際のエピソードを中心に組み立てられており、印象に残る内容になっています。

### 2 相談・調査専門員

## 質問する意味

相談・調査専門員 小出 真由美

子どもの頃、母に小児科へ連れていってもらった時のことです。体調の悪い私の代わりに母が医師に症状を説明していました。その時に医師から「お母さん、お子さんに聞いているので黙って」と母の話を制されたことがありました。医師から改めて症状を聞かれ、私が自分の症状を正確に答えられたかは記憶にありませんが、自分の症状を自分が伝えないといけないのだと思わされた初めてのことでした。子どもの声をきちんと聴こうとしてくれた医師に出会ったのだと、今も記憶に残っています。

このようにおとなが子どもに質問する機会というのはたくさんあると思います。今、おとなになってさまざまな質問を子どもにする立場にいます。相談を受ける立場でする質問は、その相談がどういうものなのか事細かに把握して、相談者と相談内容を共有するための作業です。ある意味では医師が症状の確認をするのと似ているのかもしれません。その質問に的確に答えられない、あるいは答えたくないという子どもの思いも大切にしながら、質問させてもらっています。相談しているときに、我が子がうまく答えられないと、あの日の病院での私のように、保護者が代弁することもあります。保護者はおとなですから的確に答えられます。そこに子どもは安心感を得られます。しかしあの医師のように自分の事を自分で伝えられて良かったと思ってもらいたいと私も相談の際の質問は工夫をしています。ある質問では、子ども自身の答えが困りごとを解決する答えになることもあります。その時、子どもたちの多くが「そっか、それでいいのか」と自分の出した答えに自分で納得して、困ったことを解決して安心できます。難しい言葉に置き換えると「自己決定」による「エンパワメント」です。本来ならば自分で決定することができる人も、「自己決定」できない状況は、それだけ心が疲れているのかもしれません。そういう状態でも「自己決定」できるようになると本来の自分を取り戻して安心できます。それが「エンパワメント」です。

相談する人の多くは相談した人から解決方法を教えてもらって解決できると思うかもしれませんが、それでうまくいかなかった時に「あの人に相談したからうまくいかなかった」と他者のせいにしたくなることもあると思うのです。相談したこと自体を後悔したり、もう二度としないと思われないよう留意しています。そのために、他者が決めたことで解決していくのではなく、自分で選んで決めていくことで相談した甲斐があったと感じてもらえるよう努めています。それこそが「自己選択」と「自己決定」であり、自分自身の人生をよりよく生きていくための力だと思います。

誰もが困ったことが小さければ自分だけで「自己決定」できると思います。ただ、ひとりで「自己決定」して正しかったのかと不安になることもあると思います。さらに、困ったことが自分ではどうしようもないのではないかと思うほど大きなことだとしたら、「ひとりでがんばらなくていいんだよ」と「せたホッと」はいつも思っています。そしてその「自己決定」が不安になったら何度でも何度でも相談して、「もう大丈夫」と思えるまで手伝わせてもらいたいと思っています。心が前までと同じくらい元気になったら、きっとひとりで「自己決定」ができて、自分でいろんなことができる力を得られます。そういう力を身につけておとなになっていってほしいと色々な質問をさせてもらっています。

## 思春期の子どもたちへの支援

相談・調査専門員 竹内 麻子

#### 1)現代の思春期の矛盾と困難

「思春期」は時におとなからみた扱いにくさから「難しい年頃」と言われたりしますが、現代の思春期は当事者である子どもたちにとっても、大きな矛盾と困難を抱える厳しい時期です。そんななか「みんなから嫌われている気がする」「人を不快にさせてしまうのではないか」といった不安感・恐怖感が大きすぎて日常生活に影響がでてしまったり、「仲が悪いわけではないのに、なぜか友達が怖いと感じる」「前は普通に喋れていたのにだんだんと友達との話し方が分からなくなってしまった」等、対人場面での不安や緊張を強く感じたりして、学校に行くことが苦しくなってしまうケースもあります。

そもそも思春期とは、児童期を終え、通常であれば社会的にも心理的にも親の庇護から抜け出すことを目指す時期です。「まわりの社会集団に受け入れられるか、自分はまわりに承認されるか、言い換えれば社会にone of them として安全に溶け込めるのかという課題にぶつかる」時期であると同時に、「自律的な『個』としての自己、only oneとしての自分を確立していけるのかという課題」に出会う時期だと言われています。これだけでもかなり大変な作業ですが、現代の思春期の特徴として、高度経済成長に伴う高校進学率の上昇により、「おとな」への準備期間でありながら、学校という均質化され、同質性を求められる傾向の強い同年齢集団に留め置かれてしまうため、①親以外の「おとな」たちと関わりながら、自らも自己形成をしていくといった機会が閉ざされてしまい、ロールモデルの少ないなかで「おとな化」への道を探らなければいけないこと、②学校は同世代での親密な交流や親友体験を持てる場として大きな役割を果たす反面、学校以外での対人交流の場が乏しいため、対人関係での失敗が一気に孤立に傾きやすいこと、③小中高とずっと均質集団の中でone of themとしての対人スキルを磨いてきているため、周りの子どもたちとの些細なずれや齟齬にも繊細に神経が働くデリケートな対人意識が生まれやすく、いざ本人がonly oneとしての自己形成をしようとしたときに、「自分が周りの子と違う」ことも「同じでないといけないような気がする」ことにも大きな違和感を生んでしまう場合があることなどが指摘できるかもしれません。(滝川pp379-448参照)

#### 2)SNSやメディアの影響

前に私が講義を担当している大学の学生さんが「小学校や中学校の頃に少女漫画をみて、高校生活ってこんな感じかなってイメージしていたんです。でも、実際に高校生活を送っている自分は全然違って、もしも漫画の世界を『正しい』としたら、今の自分の状況には夢も希望もないなって感じがして。あの頃は本当につらかった。」と語ってくれたことがあるのですが、相談者の子たちを見ていると、もともとそうやってドラマや漫画などのメディアによって刷り込まれてきた「理想像」が、同世代の子たちのSNSを見ることによってより強固なものとなり、本当に苦しそうだなと感じることがよくあります。

そもそも私が女子高生だったころは、クラスの友達が放課後どう過ごしているのかについて知るすべもありませんでしたが、今はSNS映えする最高の瞬間のみが切り取られた情報がネット上でどんどん拡散されるため、子どもたちにとってのあるべき「理想像」がどんどん高く、確固たるものになっていっているのではないでしょうか。その結果、友達もいてそれなりに学校生活は楽しいという子でも、「クラスの子がツイッターで遊んでいる写真を載せていて、それを見るのがつらい」「みんな自分よりも楽

しそうにしているように見える」と、「理想」と自分のギャップを感じたり、「こうあるべきなのかなと は思うものの、なんかそれに乗れない自分」に不全感を感じたりするなかで、それぞれが「自分はダメ」 という思いを強めていってしまいます。

そもそも人間は自分に起きていることを解釈するときに、「まぁ大丈夫だろう」とか「こんなものだ」とか、ちょっと前向きに思えていないと精神的に不安定になってしまう生き物です。現実的に考えると、今この瞬間にも大地震が起きる可能性も十分ありますが、そんなことをずっと考えていたらそれこそ心のバランスを崩してしまいますよね。なので、生きていくうえでは、いつも少し前向きに物事を捉えていないと、不都合なことが多くなってしまうのですが、思春期の子どもたちを見ていると、自分に厳しすぎるため、現実を厳しい目で受け止めてしまい、小さなつまずきからそのままバランスを崩してしまうことが多いように感じます。

#### 3) 「私は私だから」と思えるまでの道のりをともに歩く

高校2年生の相談者が「まぁ、私は私だなっていつからか思えて、そこからすっと楽になったんですよねー」と言っていたことがあったのですが、思春期の子どもたちの相談では、本人を苦しめているものを特定し、それを取り除けば解決にいたるというようなパターンはほとんどありません。よく「コップの水があふれる」と言ったりしますが、いろんなことの積み重ねで今の状態があるため、「不登校」のケースでも、犯人探しや過剰な問題解決思考では本人が逆に苦しくなってしまうこともあるように感じています。もちろんケースにもよりますが、原因をとことん捜すのではなく、その時々のつらいことへの対応策を一緒に練っていくとともに、将来の展望や、好きなことの話なんかをしながら、本人が前向きに自己理解を進めていけるような安全な居場所として機能していくこと、本人が試行錯誤する道のりにひとりの「おとな」として寄り添い付き合うことが、遠回りなようで一番近道なのかなと今のところは感じています。

某ビールメーカーのCMで、妻夫木聡さんとリリー・フランキーさんが、「大人とは」をテーマに対談をしていたのですが、そのなかで、「『大人』ってのは、子どもの想像の産物」であり、「あれは、子どもがつくった『大人』っていう架空の生き物」若い頃と違って近頃は「人にどう見られたいっていう自意識みたいなものはどんどん薄くなる」(リリー・フランキー)「あの頃思い描いていた通りの大人になろうとしたら相当ストレスたまる」(妻夫木聡)というやりとりをされていました。「思春期」をのり超えることとは、想像上のすごいと思って目指していた存在が、実は結構等身大だったと気がつくことなのかもしれません。そういう意味でも、目指している「おとな」は意外と大したものではないよということを程よく体現しつつ、厳しい時代を生きている子たちとともに歩んでいくことが、やはり一番効果的なかもしれませんね。

#### 参考文献

滝川一廣『子どものための精神医学』医学書院、2017年 神村栄一『学校でフル活用する認知行動療法』遠見書房、2014年 Navigator 妻夫木聡『大人エレベーター』扶桑社、2014年

#### 3 相談者からの声

私が幼稚園の頃から両親は片付けが苦手になりました。私はそんな家が嫌でしょっちゅう家族喧嘩をしていました。しかし、どんなに訴えても状況が変わることはありませんでした。また、祖母や学校の先生に相談しても信じてもらえなかったり、半笑いでそんなの自分がやればいいじゃんと言われることばかりで辛くなるだけでした。

たしかに自分でやればよかったのですが、私自身にも片付けるという習慣もなくて家に対する反発心も強かったので、自分で掃除することができませんでした。私は相談すれば自分が傷つく、誰かに何かを訴えても意味がないことがわかってきて辛い時期が続きました。

そんな時に私が悩みを打ち明けたのが「せたホッと」でした。虐待にもいじめにもあてはまらない私の悩みを親身になって聞いてくださり、理解してくださいました。自分の悩みを理解してくれる人がいるということはとても大きな支えになりました。

私がこの経験を踏まえて皆さんに伝えたいことは、自分を大切にすることです。人にとってどれくらいの悩みかではなく自分がどれくらい辛いかだと思います。きっと理解してくれる人、解決に導いてくれる人はいると思います。この文をきっかけに少しでも気持ちが楽になってくれる方がいたら嬉しいです。



#### 「せたホッと」から

「私の相談って中途半端ですよね」「他の相談と比べるとたいしたこと無いですよね」と何回も言っていたことが印象に残っています。その言葉とは裏腹に、さまざまな生活場面で本人が感じていた困り感は相当に大きなものであり、勇気を出して相談してくれるまで気がついてあげられなかったことを一人のおとなとして本当に申し訳なく感じました。

この数年間は自分が置かれている状況を理解し、日々の「困った」に対処していく力をつけていくために、たくさん話し、一緒に考えてきました。新しい門出を迎え、自分の夢に向かって進んでいく本人を応援しつつ、これからも困った時にはいつでも相談できる場所として「せたホッと」があり続けられたらなと思っています



## おわりに

## ―国連・子どもの権利委員会が設置を求めている 子どもオンブズパーソンとしての「せたホッと」の責務―

子どもサポート委員 半田 勝久

今年(2019年)は子どもの権利条約が国連で採択されて30年、日本で批准されて25年です。1月には、日本政府が提出した子どもの権利条約の実施状況の報告書(第4回・第5回統合定期報告書)について審査が行われ、2月に国連・子どもの権利委員会から総括所見として、評価・懸念される部分が指摘され、今後の条約実現の課題が勧告されました。日本においてはこれまでの総括所見(第1回1998年、第2回2004年、第3回2010年)で、国レベルで条約の実施を監視する独立の機構が存在しないことへの懸念が表明され、地方レベルでいくつかの子どもオンブズパーソンが任命されているという情報に留意しつつ、これらのオンブズパーソンの権限、独立性および職務、効果的活動を確保するために利用可能な財源その他の資源についての報告がないことを遺憾とし、情報を提供するよう勧告しています。こうした過去の審査を踏まえ、今回の総括所見では、独立の監視機関に関して下記のように勧告しています。

#### 独立の監視

12.地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

- (a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。
- (b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則 (パリ原則) の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。

ここで指摘された「地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されている」という [33] のうちの1つが、世田谷区子どもの人権擁護機関 [せたホッと] です。子どものためのオンブズパーソンとは、12.(a)で設置が求められている [子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構」ということです。 [子どもにやさしいやり方で受理] するためには、子どもや周囲の関係者が様々な手段で相談できる環境を整えておく必要があります。

「せたホッと」では、電話、電子メール、手紙やFAX、面談など利用しやすい手段により、アクセスしやすい時間帯・場所で相談できるよう工夫しています。また、経済的な状況に左右されないようフリーダイヤルの設置や、住んでいる場所でアクセスに関して不利益がでないよう相談者の住んでいる近くの公共施設などでも面談ができるようにしています。子どもと面談するときは、子どもの現状や気持ちをできる限り子ども本人から丁寧に聴き取り、現在起きている問題やその解決の糸口について把握したうえで、子どもが何に苦しんでいるのか、どういう気持ちでいるのか、どういった方法で子どもの気持ちを尊重していけばよいのか本人とともに考えていくことが心がけられています。

「調査しかつこれに対応することのできる」ためには、調査権限が確保されるとともに、そこで明らかになったことをもとに助言や支援、調整することができるといった職務が法令で規定されている必要があります。「せたホッと」においては、世田谷区子ども条例で子どもの権利侵害についての調査をする権限や、子どもの権利侵害を取り除くために調整をすることができると定められています。それが可能に

なるよう区の機関には協力義務が、保護者、区民、事業者などには協力する努力義務が課せられています。次に12.(b)では「人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則 (パリ原則) の全面的遵守」が確保されるよう独立性が求められています。パリ原則 (General Assembly resolution 48/134 of 20 December 1993, annex.) について、子どもの権利条約一般的意見 2 号 (CRC/GC/2002/2)を踏まえ、子どものオンブズパーソンについて子どもの権利に即して換言すると、①子どもの利益・権利の擁護及び代弁、②子どもの権利条約の実施・報告、③子どもの権利の教育・啓発、④CRCや他国の子どもオンブズパーソン・国内人権機関とのネットワークの形成、⑤子どもの権利の公的良心の喚起が、その責務といえます。

これを「せたホッと」の活動に当てはめ考えていくと、まずは、子どもの利益・権利の擁護・促進を目的とし、常に子どもの最善の利益を最優先に考え、関係機関等に子どもの気持ちを代弁することです。第二に、子どもの気持ちや置かれている現実に寄り添い子どもとの対話を深めるなかで、子どもとともに最善の利益を追求し、そうした活動を通し行動の選択肢を子どもが豊かにもてるようにする、すなわち子どものエンパワメントを図ることです。第三に、独立した第三者機関として、関係機関への調査権限を有し、そうしたことを背景に相談対応や調整活動をおこなうなかで子どもを巡る関係の再構築に寄与し、問題があった場合には、関係機関などに子どもの権利侵害を取り除くための要請や子どもの権利侵害を防ぐための意見を述べる権限を有していることです。第四に、子どもを支えるための関係機関とのネットワークを構築することです。第五に、子どもの権利や子どもの権利擁護について、子ども自身や保護者、関係者に広報・啓発、教育することです。第六に、こうした活動を通して子どもの権利擁護についての必要な理解を広めることです。

そのためには、特定の利害関係等に影響されることなく、その目的を達することができる仕組みが必要となります。第三者性を有する制度であってはじめて公正にその責務を果たすことが可能となるのです。「せたホッと」は、地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関です。附属機関は、適正な行政執行を促す働きかけを行う役割を担っています。それを可能にするために、世田谷区子ども条例で「せたホッと」の独立性を担保できる制度設計がなされています。

子どもの権利擁護にかかわることは解決の主体として、子どもを中心に置くという考え方が大切です。 子どもの最善の利益を最優先に、解決の主体として子どもを位置づけ、自分の問題を乗り越えていくために子ども自身も参加し意見表明しながら、自分自身にできること、自分にはできないから周りのおとなにサポートしてもらいできることをとともに考えながら対応していくことが求められています。「せたホッと」が設置されて7年目を迎えますが、こうしたことを心に留め、今後の活動につなげていきたいと思います。

#### 参考にしたホームページ

・ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト https://www26.atwiki.jp/childrights/

# 参考資料

世田谷区子ども条例 世田谷区子ども条例施行規則 相談状況の集計推移 アンケート結果 ホッとにきゅうさい FAX

#### 世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日

条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号 平成26年3月7日条例第14号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本となる政策(第9条-第14条)

第3章 子どもの人権擁護(第15条―第24条)

第4章 推進計画と評価 (第25条・第26条)

第5章 推進体制など(第27条―第31条)

第6章 雑則(第32条)

附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる 差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、 心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がは ぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責 任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していく ことができるよう、社会における役割や責任を自 覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。 大人は、子どもが能力を発揮することができるよ う、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛 情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

## 第1章 総則

(条例制定の理由)

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

#### (言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳に なっていないすべての人のことをいいます。

#### (条例の目標)

- 第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりと します。
  - (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い 切り輝かせるようにする。
  - (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、 子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
  - (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

#### (保護者の務め)

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について 責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大 切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で 努めなければなりません。

#### (学校の務め)

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

#### (区民の務め)

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやか に育つことができ、また、子育てをしやすい環 境をつくっていくため、積極的に役割を果たす よう努めなければなりません。

#### (事業者の務め)

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

#### (区の務め)

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に

実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するとき は、保護者、学校、区民、事業者などと連絡を とり、協力しながら行います。

#### 第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

- 第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、 安らぐための場を自分で見つけることができる よう必要な支援に努めていきます。
- 2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊か にするための体験や活動について必要な支援に 努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくる などしていろいろな意見をきき、子どもが自主 的に地域の社会に参加することができる仕組み をつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

- 第12条 だれであっても、子どもを 着待しては なりません。
- 2 区は、虐待を防止するため、地域の人たち と連絡をとり、協力しながら、子育てをしてい る家庭に対し、必要なことを行うよう努めてい きます。
- 3 区は、 着待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、 着 待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。

(いじめへの対応)

- 第13条 だれであっても、いじめをしてはなり ません。
- 2 区は、いじめを防止するため、すべての区民 に必要な理解が広まるよう努めていくととも に、いじめがあったときに、すみやかに解決す

るため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、 協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めて いきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を 強め、子育てをしている人たちのために必要な ことを行うよう努めていきます。

## 第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

- 第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。
- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再 任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障 によりその仕事ができないと判断したときや、 擁護委員としてふさわしくない行いがあると判 断したときは、その職を解くことができます。
- 6 擁護委員に対する報酬 は、世田谷区非常勤職員の報酬 及び費用弁償に関する条例 (昭和31年10月世田谷区条例第28号) の規定により区長が定める額を支給します。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を 述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守り などの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

## (擁護委員の務めなど)

- 第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。
- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的の ために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

### (擁護委員への協力)

- 第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、 その仕事に協力しなければなりません。
- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

#### (相談と申立て)

- 第19条 子ども (次に定めるものとします。) は、 雑護委員に、自分の権利への侵害について相談 することやその侵害を取り除くための申立てを することができます。また、だれであっても、 雑護委員に、次に定めるものの権利の侵害につ いて相談することやその侵害を取り除くための 申立てをすることができます。
  - (1) 区内に住所を有する子ども
  - (2) 区内にある事業所で働いている子ども
  - (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、 通学、通所や入所している子ども
- (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの (調査と調整)
- 第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

- 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のため に必要な書類を提出するよう求めることや、そ の職員などに対し調査のために質問することが できるものとします。
- 3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

### (要請と意見など)

- 第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。
- 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため 必要と認めるときは、関係機関などに対してそ のための意見を述べることができます。
- 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の 関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対 応に努めなければなりません。
- 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請 をしたときや意見を述べたときは、その対応に ついての報告を求めることができます。
- 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、 対応についての報告の内容を公表することがで きます。この場合においては、個人情報の保護 について十分に配慮しなければなりません。
- 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見 を述べ、また、この要請や意見の内容を公表す るものとします。

#### (見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

#### (活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会 に活動の報告をし、その内容を公表するものと します。

## (擁護委員の庶務など)

- 第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。
- 2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査 専門員を置きます。
- 3 擁護委員に準じて、第15条第6項と第17条 の規定は、相談・調査専門員に適用します。

#### 第4章 推進計画と評価

(推進計画)

- 第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。
- 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意 見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

- 第26条 区長は、子どもについての政策を有効 に進めていくため、推進計画に沿って行った結 果について評価をします。
- 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

#### 第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画 的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための 環境をつくっていくため、国、東京都などに協 力を求めていきます。

(雇い主の協力)

- 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮 したものであるよう努めていくものとします。
- 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、 すべての区民に理解してもらうよう努めなけれ ばなりません。

## 第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

か 割

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

が則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定 (第19条から第23条までに係る部分に限ります。) は、規則で定める日から施行します。

か 削

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

### 世田谷区子ども条例施行規則

世田谷区子ども条例施行規則

平成25年3月29日規則第46号 改正 平成28年1月29日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子ども条例(平成 13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」 という。)の施行について必要な事項を定める ものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義 は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員(条例第15条第1項に規定する 擁護委員をいう。以下同じ。)は、国会議員、 地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他 の政治団体の役員並びに主として区に対し請負 をする法人その他の団体の役員と兼ねることが できない。

(申立て)

- 第4条 申立て(条例第19条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。)は、擁護委員に申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。
- 2 前項ただし書の場合において、当該申立ての 内容は、口頭申立記録書(第2号様式)に記録 するものとする。

(子どもに準ずるもの)

- 第5条 条例第19条第4号の子どもに準ずるもの として規則で定めるものは、18歳又は19歳で ある者であって、次のいずれかに該当するもの とする。
  - (1) 区内に住所を有する者であって、主に18 歳未満の者が通学、通所又は入所することが できる学校、児童福祉施設等に、通学、通所 又は入所しているもの
  - (2) 区内に存する主に18歳未満の者が通学、 通所又は入所することができる学校、児童福 祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(調査をしないことができる場合)

第6条 条例第20条第1項ただし書の規則で定め

る場合は、申立てに係る事案が次の各号のいず れかに該当する場合とする。

- (1) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合
- (2) 現に行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決を経て確定している場合
- (3) 世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年 3月世田谷区条例第7号)第26条に規定する 世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に 諮問されている場合又は既に諮問され、処理 が終了している場合
- (4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に 係るものである場合
- (5) 擁護委員の行為に係るものである場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、虚偽その他の理由により調査(条例第20条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。)をすることが適当でないと擁護委員が認める場合
- 2 擁護委員は、条例第20条第1項ただし書の規 定により調査をしないときは、調査対象外通知 書(第3号様式)により、申立てをした者(以下 「申立者」という。)に理由を付してその旨を通 知するものとする。

(調査の同意)

- 第7条 擁護委員は、調査をする場合において、 調査が権利を侵害された子ども又はその保護者 からの申立てによるものでないときは、同意書 (第4号様式)により、当該権利を侵害された子 ども又はその保護者の同意を得なければならな い。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護 を図るために必要がある場合であって、当該子 どもの置かれている状況等から、同意を得るこ とが困難であると認めるときは、同意を得ずに 調査をすることができる。
- 2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報の保護に十分に配慮しなければならない。

(調査の実施)

- 第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等(条例第17条に規定する関係機関などをいう。以下同じ。)に調査実施通知書(第5号様式)により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。
- 2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

#### (調査の中止)

- 第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。
- 2 前項の場合において、申立者、第7条第1項の 同意をした子ども若しくはその保護者(以下「同 意者」という。)又は前条第1項の規定による立 入調査の対象となった関係機関等(以下「立入 調査対象関係機関等」という。)があるときは、 調査中止通知書(第6号様式)により理由を付 してその旨を通知するものとする。

#### (調査の終了)

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書(第7号様式)によりその結果を通知するものとする。

#### (要請及び意見)

- 第11条 擁護委員は、要請(条例第21条第1項 に規定する子どもの権利の侵害を取り除くため の要請をいう。)をし、又は意見(条例第21条 第2項に規定する子どもの権利の侵害を防ぐた めの意見をいう。)を述べる場合は、区長及び 教育委員会にその内容を通知した上、要請・意 見表明通知書(第8号様式)により行うものと する。
- 2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

#### (対応についての報告)

第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条

例第21条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応内容通知書(第9号様式)によりその内容を通知するものとする。

#### (公表)

第13条 条例第21条第6項の規定による要請、 意見及び対応についての報告の内容の公表及び 条例第23条の規定による活動の内容の公表は、 公告その他の広く区民に周知させる方法により 行うものとする。

#### (身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員(条例第24条第2項の相談・調査専門員をいう。) は、調査又は調整(条例第20条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。) をするときは、身分証明書(第10号様式)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### (擁護委員会議)

- 第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他 の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で 構成する擁護委員会議を設置するものとする。
- 2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。
- 4 擁護委員会議は、非公開とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の 運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定め るものとする。

#### (委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、 区長が別に定める。

#### 附則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例(平成24年12月世田谷区条例第82号)第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限る。)の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 相談状況の集計推移(年度の記載がない表は全て平成30年度の集計です)

## 1. 初回の相談方法と件数 (新規件数)

	年度	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
	26	108 (49.3%)	21 (9.6%)	3 (1.4%)	3 (1.4%)	_	135 (61.6%)
	27	131 (54.8%)	23 (9.6%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)	_	158 (66.1%)
子ども	28	151 (48.9%)	32 (10.4%)	5 (1.6%)	1 (0.3%)	_	189 (61.2%)
	29	155 (80.7%)	25 (13.0%)	10 (5.2%)	2 (1.0%)	_	192 (100.0%)
	30	160 (77.7%)	40 (19.4%)	6 (2.9%)	_	_	206 (100.0%)
	26	80 (36.5%)	3 (1.4%)	1 (0.5%)	_	_	84 (38.4%)
	27	72 (30.1%)	3 (1.3%)	6 (2.5%)	_	_	81 (33.9%)
おとな	28	111 (35.9%)	4 (1.3%)	5 (1.6%)	_	_	120 (38.8%)
	29	106 (82.8%)	11 (8.6%)	10 (7.8%)	1 (0.8%)	_	128 (100.0%)
	30	118 (88.1%)	9 (6.7%)	6 (4.5%)	1 (0.7%)	_	134 (100.0%)
	26	188 (85.8%)	24 (11.0%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	_	219 (100.0%)
	27	203 (84.9%)	26 (10.9%)	9 (3.8%)	1 (0.4%)	_	239 (100.0%)
合計	28	262 (84.8%)	36 (11.7%)	10 (3.2%)	1 (0.3%)	_	309 (100.0%)
	29	261 (81.6%)	36 (11.3%)	20 (6.3%)	3 (0.9%)	_	320 (100.0%)
	30	278 (81.8%)	49 (14.4%)	12 (3.5%)	1 (0.3%)		340 (100.0%)

※平成29年度より割合の算出方法を変更

## 2. 初回の相談者の内訳 (新規件数)

年度	本人	母親	父親	祖父母	友達	きょうだい	関係機関	その他	合計
26	131 (59.8%)	68 (31.1%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	_	3 (1.4%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)
27	158 (66.1%)	61 (25.5%)	8 (3.3%)	2 (0.8%)	_	_	6 (2.5%)	4 (1.7%)	239 (100.0%)
28	186 (60.2%)	89 (28.8%)	8 (2.6%)	5 (1.6%)	3 (1.0%)	_	10 (3.2%)	8 (2.6%)	309 (100.0%)
29	190 (59.4%)	104 (32.5%)	6 (1.9%)	_	2 (0.6%)	_	13 (4.1%)	5 (1.6%)	320 (100.0%)
30	204 (60.0%)	111 (32.6%)	7 (2.1%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	_	9 (2.6%)	5 (1.5%)	340 (100.0%)

## 3. 相談対象となる子どもの所属(新規件数)

年度	未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
26	8 (3.7%)	129 (58.9%)	50 (22.8%)	26 (11.9%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)
27	1 (0.4%)	138 (57.7%)	66 (27.6%)	26 (10.9%)	8 (3.3%)	239 (100.0%)
28	6 (1.9%)	176 (57.0%)	84 (27.2%)	39 (12.6%)	4 (1.3%)	309 (100.0%)
29	13 (4.1%)	184 (57.5%)	69 (21.6%)	54 (16.9%)	_	320 (100.0%)
30	10 (2.9%)	199 (58.5%)	88 (25.9%)	38 (11.2%)	5 (1.5%)	340 (100.0%)

## 4. 相談の内容 (新規件数)

年度	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
26	44 (20.1%)	19 (8.7%)	8 (3.7%)	4 (1.8%)	_	_	2 (0.9%)	1 (0.5%)	_	1 (0.5%)
27	30 (12.6%)	36 (15.1%)	7 (2.9%)	5 (2.1%)	2 (0.8%)	4 (1.7%)	_	_	_	1 (0.4%)
28	44 (14.2%)	41 (13.3%)	14 (4.5%)	6 (1.9%)	_	5 (1.6%)	6 (1.9%)	_	_	1 (0.3%)
29	44 (13.8%)	45 (14.1%)	12 (3.8%)	8 (2.5%)	4 (1.3%)	13 (4.1%)	4 (1.3%)	_	_	_
30	65 (19.1%)	37 (10.9%)	11 (3.2%)	4 (1.2%)	5 (1.5%)	16 (4.7%)	2 (0.6%)	_	1 (0.3%)	_
年度	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
26	50 (22.8%)	26 (11.9%)	14 (6.4%)	9 (4.1%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	18 (8.2%)	2 (0.9%)	14 (6.4%)	219 (100.0%)
27	73 (30.5%)	28 (11.7%)	12 (5.0%)	4 (1.7%)	2 (0.8%)	6 (2.5%)	15 (6.3%)	2 (0.8%)	12 (5.0%)	239 (100.0%)
28	65 (21.0%)	39 (12.6%)	16 (5.2%)	33 (10.7%)	7 (2.3%)	10 (3.2%)	12 (3.9%)	1 (0.3%)	9 (2.9%)	309 (100.0%)
29	87 (27.2%)	32 (10.0%)	15 (4.7%)	18 (5.6%)	4 (1.3%)	10 (3.1%)	17 (5.3%)	_	7 (2.2%)	320 (100.0%)
30	83 (24.4%)	38 (11.2%)	26 (7.6%)	15 (4.4%)	4 (1.2%)	3 (0.9%)	18 (5.3%)	2 (0.6%)	10 (2.9%)	340 (100.0%)

## 5. 相談内容別 (新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
26	24 (17.8%)	9 (6.7%)	2 (1.5%)	1 (0.7%)	_	_	1 (0.7%)	1 (0.7%)	_	_
27	16 (10.1%)	11 (7.0%)	4 (2.5%)	2 (1.3%)	_	_	_	_	-	_
28	19 (10.1%)	17 (9.0%)	6 (3.2%)	2 (1.1%)	_	_	4 (2.1%)	_	_	_
29	25 (13.0%)	13 (6.8%)	5 (2.6%)	2 (1.0%)	_	6 (3.1%)	1 (0.5%)	_	_	_
30	35 (17.0%)	9 (4.4%)	6 (2.9%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	5 (2.4%)	1 (0.5%)	_	1 (0.5%)	_
年度	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
26	42 (31.1%)	17 (12.6%)		6 (4.4%)	3 (2.2%)	4 (3.0%)	15 (11.1%)	2 (1.5%)	8 (5.9%)	135 (100.0%)
27	66 (41.8%)	23 (14.6%)		4 (2.5%)	1 (0.6%)	6 (3.8%)	15 (9.5%)	2 (1.3%)	8 (5.1%)	158 (100.0%)
28	59 (31.2%)	34 (18.0%)	_	17 (9.0%)	7 (3.7%)	5 (2.6%)	11 (5.8%)	1 (0.5%)	7 (3.7%)	189 (100.0%)
29	75 (39.1%)	28 (14.6%)	_	10 (5.2%)	4 (2.1%)	8 (4.2%)	12 (6.3%)	_	3 (1.6%)	192 (100.0%)
30	71 (34.5%)	34 (16.5%)	_	10 (4.9%)	4 (1.9%)	3 (1.5%)	16 (7.8%)	2 (1.0%)	6 (2.9%)	206 (100.0%)

## 6. 子どもの性別 (新規件数)

年度	男	女	不明	合計
26	81 (37.0%)	133 (60.7%)	5 (2.3%)	219 (100.0%)
27	100 (41.8%)	134 (56.1%)	5 (2.1%)	239 (100.0%)
28	133 (43.0%)	164 (53.1%)	12 (3.9%)	309 (100.0%)
29	140 (43.8%)	163 (50.9%)	17 (5.3%)	320 (100.0%)
30	151 (44.4%)	172 (50.6%)	17 (5.0%)	340 (100.0%)

## 7. 子どもの性別 (新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	男	女	不明	合計
26	38 (28.1%)	96 (71.1%)	1 (0.7%)	135 (100.0%)
27	49 (31.0%)	106 (67.1%)	3 (1.9%)	158 (100.0%)
28	65 (34.4%)	123 (65.1%)	1 (0.5%)	189 (100.0%)
29	67 (34.9%)	124 (64.6%)	1 (0.5%)	192 (100.0%)
30	74 (35.9%)	125 (60.7%)	7 (3.4%)	206 (100.0%)

### 8. 相談者の相談方法(延べ相談回数)

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	356 (24.4%)	261 (17.9%)	114 (7.8%)	2 (0.1%)	_	733 (50.3%)
おとな	493 (33.8%)	110 (7.5%)	118 (8.1%)	3 (0.2%)	_	724 (49.7%)
合計	849 (58.3%)	371 (25.5%)	232 (15.9%)	5 (0.3%)	_	1,457 (100.0%)

## 9. 「せたホッと」から相談者への対応方法(延べ対応回数)※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	44 (5.3%)	267 (31.9%)	62 (7.4%)	1 (0.1%)	_	374 (44.7%)
おとな	319 (38.2%)	100 (12.0%)	40 (4.8%)	_	3 (0.4%)	462 (55.3%)
合計	363 (43.4%)	367 (43.9%)	102 (12.2%)	1 (0.1%)	3 (0.4%)	836 (100.0%)

## 10. 委員・専門員の総活動回数(方法別) ※

年度	電話	話 メール 面接 手紙		面接 手紙 FAX		合計
26	1,134 (65.7%)	346 (20.0%)	235 (13.6%)	8 (0.5%)	3 (0.2%)	1,726(100.0%)
27	1,383 (67.6%)	333 (16.3%)	306 (14.9%)	16 (0.8%)	9 (0.4%)	2,047 (100.0%)
28	1,445 (60.7%)	633 (26.6%)	279 (11.7%)	6 (0.3%)	17 (0.7%)	2,380 (100.0%)
29	1,469 (60.9%)	562 (23.3%)	346 (14.4%)	21 (0.9%)	13 (0.5%)	2,411 (100.0%)
30	1,690 (58.4%)	751 (25.9%)	441 (15.2%)	7 (0.2%)	6 (0.2%)	2,895 (100.0%)

## 11. 委員・専門員の総活動回数(対応先別) ※

年度	子ども	おとな	関係機関	合計
26	721	599	406	1,726
	(41.8%)	(34.7%)	(23.5%)	(100.0%)
27	790	703	554	2,047
	(38.6%)	(34.3%)	(27.1%)	(100.0%)
28	1,133	727	520	2,380
	(47.6%)	(30.5%)	(21.8%)	(100.0%)
29	819	1,088	504	2,411
	(34.0%)	(45.1%)	(20.9%)	(100.0%)
30	1,107	1,186	602	2,895
	(38.2%)	(41.0%)	(20.8%)	(100.0%)

## 12. 新規件数と総活動回数の月別推移

	新規	 件数	総活動回数
4月	19	(5.6%)	177 (6.1%)
5月	43	(12.6%)	174 (6.0%)
6月	40	(11.8%)	173 (6.0%)
7月	29	(8.5%)	275 (9.5%)
8月	10	(2.9%)	216 (7.5%)
9月	35	(10.3%)	286 (9.9%)
10月	32	(9.4%)	302 (10.4%)
11月	32	(9.4%)	315 (10.9%)
12月	19	(5.6%)	241 (8.3%)
1月	32	(9.4%)	275 (9.5%)
2月	28	(8.2%)	226 (7.8%)
3月	21	(6.2%)	235 (8.1%)
合計	340	(100.0%)	2,895 (100.0%)

## 13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
電話	160 (47.1%)	101 (29.7%)	6 (1.8%)	2 (0.6%)	_	_	5 (1.5%)	4 (1.2%)	278 (81.8%)
メール	38 (11.2%)	8 (2.4%)	_	_	2 (0.6%)	_	_	1 (0.3%)	49 (14.4%)
面接	6 (1.8%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	_	_	_	4 (1.2%)	_	12 (3.5%)
手紙	_	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	_	1 (0.3%)
FAX	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合計	204 (60.0%)	111 (32.6%)	7 (2.1%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	_	9 (2.6%)	5 (1.5%)	340 (100.0%)

## 14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	400 (13.8%)	528 (18.2%)	176 (6.1%)	3 (0.1%)	_	1,107 (38.2%)
おとな	812	210	158	3	3	1,186
	(28.0%)	(7.3%)	(5.5%)	(0.1%)	(0.1%)	(41.0%)
関係機関	478	13	107	1	3	602
	(16.5%)	(0.4%)	(3.7%)	(0.0%)	(0.1%)	(20.8%)
合計	1,690	751	441	7	6	2,895
	(58.4%)	(25.9%)	(15.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(100.0%)

## 15. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計※

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上	メール・ FAX	手紙	合計
電話 (相談者から)	375 (13.0%)	292 (10.1%)	144 (5.0%)	23 (0.8%)	11 (0.4%)	4 (0.1%)		_	849 (29.3%)
電話 (せたホッとから)	239 (8.3%)	79 (2.7%)	31 (1.1%)	10 (0.3%)	4 (0.1%)	_		_	363 (12.5%)
電話 (関係機関(者))	352 (12.2%)	117 (4.0%)	8 (0.3%)	1 (0.0%)	_	_	_	_	478 (16.5%)
メール (相談者から)	1	_	_	_	_	_	371 (12.8%)	_	371 (12.8%)
メール (せたホッとから)	_	_	_	_	_	_	367 (12.7%)	_	367 (12.7%)
メール (関係機関(者))	1	_	_	_	_	_	13 (0.4%)	-	13 (0.4%)
面接 (事務所)	4 (0.1%)	9 (0.3%)	39 (1.3%)	76 (2.6%)	68 (2.3%)	36 (1.2%)		_	232 (8.0%)
訪問 (学校)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.2%)	15 (0.5%)	21 (0.7%)	32 (1.1%)	_	_	80 (2.8%)
訪問 (その他)	1 (0.0%)	_	3 (0.1%)	12 (0.4%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)		_	22 (0.8%)
訪問 (関係機関(者))	6 (0.2%)	8 (0.3%)	21 (0.7%)	30 (1.0%)	24 (0.8%)	18 (0.6%)	-	_	107 (3.7%)
手紙 (相談者から)	1	_	_	_	_	_		5 (0.2%)	5 (0.2%)
手紙 (せたホッとから)	-	_	_	_	_	_	_	1 (0.0%)	1 (0.0%)
手紙 (関係機関(者))	1	_	_	_	_	_		1 (0.0%)	1 (0.0%)
FAX (相談者から)	_	_	_	_	_	_		_	_
FAX (せたホッとから)				_	_	_	3 (0.1%)		3 (0.1%)
FAX (関係機関(者))		_	_	_	_	_	3 (0.1%)		3 (0.1%)
合計	980 (33.9%)	509 (17.6%)	251 (8.7%)	167 (5.8%)	131 (4.5%)	93 (3.2%)	757 (26.1%)	7 (0.2%)	2,895 (100.0%)

## 16. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計

	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	28 (8.2%)	18 (5.3%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	4 (1.2%)	_	_	1 (0.3%)	_
2~9回	17 (5.0%)	12 (3.5%)	5 (1.5%)	2 (0.6%)	_	7 (2.1%)	2 (0.6%)	_	_	_
10回以上	20 (5.9%)	7 (2.1%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	3 (0.9%)	5 (1.5%)	_	_	_	_
合計	65 (19.1%)	37 (10.9%)	11 (3.2%)	4 (1.2%)	5 (1.5%)	16 (4.7%)	2 (0.6%)		1 (0.3%)	
	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
1回のみ	55 (16.2%)	18 (5.3%)	22 (6.5%)	7 (2.1%)	4 (1.2%)	2 (0.6%)	11 (3.2%)	2 (0.6%)	5 (1.5%)	184 (54.1%)
2~9回	24 (7.1%)	19 (5.6%)	2 (0.6%)	6 (1.8%)	_	1 (0.3%)	5 (1.5%)	_	5 (1.5%)	107 (31.5%)
10回以上	4 (1.2%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)		_	2 (0.6%)		_	49 (14.4%)
合計	83 (24.4%)	38 (11.2%)	26 (7.6%)	15 (4.4%)	4 (1.2%)	3 (0.9%)	18 (5.3%)	2 (0.6%)	10 (2.9%)	340 (100.0%)

月曜日	46	(13.5%)
火曜日	49	(14.4%)
水曜日	65	(19.1%)
木曜日	56	(16.5%)
金曜日	50	(14.7%)
土曜日	24	(7.1%)
メール・手紙	50	(14.7%)
合計	340	(100.0%)

## 19. 総活動回数(男女別) ※

男	1,317	(45.5%)
女	1,503	(51.9%)
不明	75	(2.6%)
合計	2,895	(100.0%)

## 17. 初回の相談受付の曜日別(新規件数) 18. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

10時台	6	(1.8%)
11時台	2	(0.6%)
12時台	2	(0.6%)
13時台	53	(15.6%)
14時台	35	(10.3%)
15時台	49	(14.4%)
16時台	44	(12.9%)
17時台	35	(10.3%)
18時台	28	(8.2%)
19時台	35	(10.3%)
時間外受付(メール・手紙・訪問)	51	(15.0%)
合計	340	(100.0%)

## 20. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表 (新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園· 保育園	施設 (入所·通所)	勤務先	児童館	その他	合計
対人関係の 悩み	70 (20.6%)	_	1 (0.3%)	6 (1.8%)	1 (0.3%)	_		2 (0.6%)	3 (0.9%)	83 (24.4%)
学校・教職員 等の対応	36 (10.6%)	_	_	_	1 (0.3%)	_	_	_	_	37 (10.9%)
いじめ	62 (18.2%)	1 (0.3%)	_	1 (0.3%)	_	_	_	1 (0.3%)	_	65 (19.1%)
家族・家庭の 悩み	1 (0.3%)	37 (10.9%)	_	_	_	_	_	_	_	38 (11.2%)
心身の悩み	6 (1.8%)	10 (2.9%)	_	_	ı	_	_	_	2 (0.6%)	18 (5.3%)
子育ての悩み	9 (2.6%)	14 (4.1%)	_	_	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	_	_	26 (7.6%)
虐待	_	9 (2.6%)	_	1 (0.3%)	1 (0.3%)	_	_	_	_	11 (3.2%)
学習・ 進路の悩み	2 (0.6%)	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	_	_	3 (0.9%)
不登校	4 (1.2%)	_	_	_	_	_	_	_	_	4 (1.2%)
学校の悩み	15 (4.4%)	_	_	_		_			_	15 (4.4%)
非行·問題 行動	15 (4.4%)	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	_	_	16 (4.7%)
話し相手	2 (0.6%)	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	_	1 (0.3%)	4 (1.2%)
行政の対応	_	1 (0.3%)	_	1 (0.3%)	_	1 (0.3%)	_	2 (0.6%)	_	5 (1.5%)
体罰	2 (0.6%)	_	_	_	1	_			ı	2 (0.6%)
セクハラ	1 (0.3%)	_	_	_	ı	_	_	_		1 (0.3%)
性の悩み	1 (0.3%)	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	_	_	2 (0.6%)
学校事故	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
差別	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他	_	1 (0.3%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	_	_	_	4 (1.2%)	10 (2.9%)
合計	226 (66.5%)	77 (22.6%)	3 (0.9%)	11 (3.2%)	5 (1.5%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	5 (1.5%)	10 (2.9%)	340 (100.0%)

## 21. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表 (新規件数)

	いない	友だち	学校 関係者	父親	母親	父母以外 の親族	施設関係者	近所の おとな	先輩・ 後輩	行政職員	その他	不明	合計
対人関係 の悩み	58 (17.1%)	24 (7.1%)	_	_	_	_	_	_	1 (0.3%)	_	_	_	83 (24.4%)
学校・教職 員等の対応	3 (0.9%)		33 (9.7%)	_		_	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	37 (10.9%)
いじめ	2 (0.6%)	59 (17.4%)	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	1 (0.3%)	1 (0.3%)	_	1 (0.3%)	65 (19.1%)
家庭・家族 の悩み	30 (8.8%)	_	_	2 (0.6%)	6 (1.8%)	_	_	_	_	_	_	_	38 (11.2%)
心身の 悩み	18 (5.3%)	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	18 (5.3%)
子育ての 悩み	26 (7.6%)		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	26 (7.6%)
虐待	_	_	_	4 (1.2%)	6 (1.8%)	_	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	11 (3.2%)
学習・ 進路の悩み	3 (0.9%)	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	3 (0.9%)
不登校	3 (0.9%)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	(0.3%)	4 (1.2%)
学校の 悩み	15 (4.4%)	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	15 (4.4%)
非行• 問題行動	9 (2.6%)	6 (1.8%)	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	16 (4.7%)
話し相手	4 (1.2%)	-	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	4 (1.2%)
行政の 対応	2 (0.6%)	1	_	_	1	_	1	_	_	3 (0.9%)	_	_	5 (1.5%)
体罰	_	1	2 (0.6%)	_	ı	_	_	_	_	_	_	_	2 (0.6%)
セクハラ	_	_	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	(0.3%)
性の悩み	2 (0.6%)	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	2 (0.6%)
学校事故	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
差別	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他	6 (1.8%)	_	_	_	_	_	_	3 (0.9%)	_	_	1 (0.3%)	_	10 (2.9%)
合計	181 (53.2%)	89 (26.2%)	38 (11.2%)	6 (1.8%)	12 (3.5%)	_	2 (0.6%)	3 (0.9%)	2 (0.6%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	340 (100.0%)

## 22. 委員が対応した場合の相談内容(新規件数のうち)

対人関係の悩み	1	(1.7%)
学校・教職員等の対応	11	(18.3%)
いじめ	23	(38.3%)
家庭・家族の悩み	2	(3.3%)
心身の悩み	1	(1.7%)
子育ての悩み	1	(1.7%)
虐待	4	(6.7%)
不登校	1	(1.7%)
学校の悩み	2	(3.3%)
行政の対応	3	(5.0%)
非行・問題行動	11	(18.3%)
合計	60	(100.0%)

## アンケート結果

## せたがやふるさと区民まつり

- ■日時/平成30年8月4日(土)、5日(日) ■場所/若林公園
- ■内容/ゲーム「こうしゅうでんわのかけかた」 ~ アンケート回答

せたホッとアンケート回答者	こども (小学生以上)	未就学児 (おとな代筆)、 おとな	合計		
2日間合計	130	79	209		
せたホッとゲーム参加者(幼児 :74、小学生 :108、中学生 :7、高校生 :0、不明等 :20)					

クイズ1 「せたホッと」のマスコットキャラクターのなまえは?					
	こども (小学生以上)	未就学児(おとな代筆)、おとな			
①なちゅ	97	37			
②にちゅ	11	1			
③ねちゅ	9	10			
無回答	13	31			
合計	130	79			

クイズ2 「せたホッと」は8月24日に夏休みこうざ 「あそんでつたえるチカラを つけよう!」 をします。そのときにやるあそびはなにかな?						
	こども(小学生以上) 未就学児(おとな代筆)、おとな					
①しりとり	94	41				
②プール	16	7				
③虫とり	7	6				
無回答	13	25				
合計	130	79				

アンケート1 あなたは [せたホッと] をしっていますか?					
	こども	未就学児、おとな			
①しっている	78	16			
②しらない	48	60			
無回答	4	3			
合計	130	79			

アンケート2 じぶんやじぶんのまわりでいじめがあるとおもう?					
	こども	未就学児、おとな			
①おもう	34	17			
②おもわない	90	51			
無回答	6	11			
合計	130	79			

アンケート3 いじめがあったら、だれかにそうだんできますか?					
	こども(小学生以上) 未就学児(おとな代筆)、 おとな				
①できる	111	61			
②できない	11	7			
無回答	8 (「どちらでもない」1名含)	11			
合計	130	79			

## FAX送信用

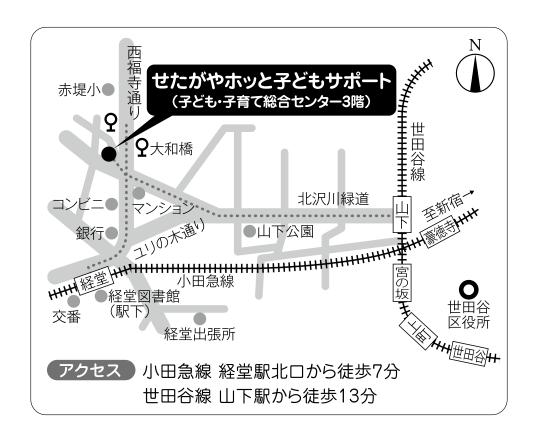
## FAX番号 **03 (3439) 6777**



## ホッとにきゅうさいFAX

(「せたがやホッと子どもサポート」へのそうだんFAX)

	年	月	В
<sup>そうだん</sup> 相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか。ひとつえらんて	ごください		
□ いじめ □ 体罰 □ いじめ・体罰ではない学校のこ	と <b> </b>	st.t. <b>待</b>	
■ redaction and redaction in the contraction in	<sup>まか</sup> 他のこと		
####################################			
あなた (相談したい人) のことを教えてください			
$\star$ 名前 (またはニックネーム) 名前: ふりがな:	:		
★せたホッとからの返事		^ <i>l</i> . <i>l</i> *	
FAXで返事がほしい FAX番号  電話または会って話したい 電話番号		〜〜〜 返事はい 	らない
<b>★</b> ここからしたは、よければおしえてください			
電話番号	歳		
<sup>がっこうめい</sup> 学校名			
<sup>じゅうしょ</sup> 住	<sup>せいべつ</sup> <b>性別</b>		



# せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈平成30年度〉 令和元年6月 発行

## 編集・発行/世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立子ども・子育て総合センター3階)

TEL/03-3439-8415(事務局) FAX/03-3439-6777

せたがやホッと子どもサポートホームページ

世田谷区せたがやホッと子どもサポート│で検索して下さい

# #ッと にきゅうさい 相談専用電話 0120-810-293(フリーダイヤル)

★相談時間 月〜金:午後1時〜午後8時 土:午前10時〜午後6時 (日曜、祝・休日、年末年始をのぞく)